

3 横浜 I R の方向性

3 横浜 I R の方向性

(1) 基本コンセプト

基本
コンセプト

横浜イノベーションIR

『横浜を世界から選ばれるデスティネーション（目的地）へ』

1859年の開港を機に、海外諸国との交易の中心となった横浜は、世界中から集まる人・モノ・情報・文化であふれ、文明開化の名の元に、近代日本の成長をけん引する国際的な港湾都市として、目覚ましい発展を遂げてきました。

その後の震災や戦災、東京一極集中の人口急増など横浜の5重苦と言われた困難な状況においても、個性ある自立都市を目指す熱意と気概を持ち、六大事業に着手し、みなとみらい21をはじめとする事業を着実に進め、人口374万人、最大の基礎自治体として、日本有数の経済都市に成長してきました。

今後、横浜においても人口減少、超高齢社会等、様々な社会経済情勢の変化が見込まれます。そうした中でも、市民が生き生きと暮らし、魅力と活力あふれる都市であり続けるため、横浜は今ある「横浜らしさ」に誇りを持ちながら、新しい文化を迎え入れ、将来を見据えた新たな「横浜らしさ」の創造に向けてチャレンジする必要があります。

現在、横浜は開港からの異国情緒の残る山下公園、元町、中華街や、若者に人気のみなとみらい21地区など、日本有数の観光地として多くの人で賑わっています。また、パシフィック横浜では、多くの国際会議などが開かれ、「グローバルMICE都市」としての地位を築いてきました。

『横浜IR』では、世界水準のMICE施設、ホテル、エンターテインメントや最先端のテクノロジー(技術)を駆使した未来の街を、これまで築き上げてきた都心臨海部の街の魅力や資源と一体的に整備し、融合していくことで、相乗効果を最大限に発揮するとともに、新たな魅力・資源をハイブリッド(混成)に創造し、

横浜の観光・経済に **イノベーション (革新)** をもたらしていきます。

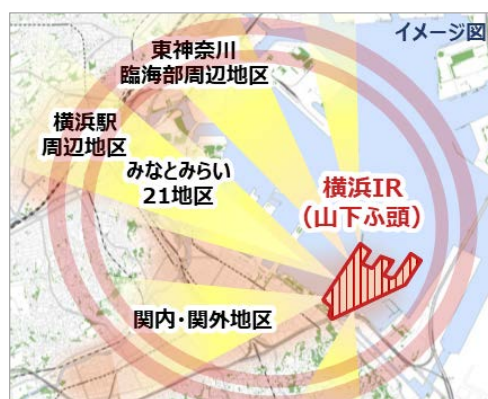
そして、横浜都心臨海部がこれからも、横浜市民の憩いの場であるとともに、

**世界各国の人々が、日本に行ってみよう！
日本に行くなら横浜に行ってみよう！**

そう思ってもらえる

『横浜イノベーションIR』

を目指していきます。



みなとみらい21地区 (C) Photo by Hideo MORI



異人商館での交流

横浜 I R の基本コンセプトを実現する方向性

横浜の観光・経済にイノベーションを！

横浜都心臨海部

横浜 I R

横浜が築き上げてきた横浜都心臨海部に、これまでにないスケールとクオリティを有する世界最高水準の I R を一体的に創り上げ、融合

【一体的な整備】

- I R を、山下ふ頭に整備するだけでなく、横浜都心臨海部の既存の街の魅力をも更に磨き上げるとともに、新たな魅力を創出し、『横浜 I R』を横浜の街と一体的に整備

【融合】

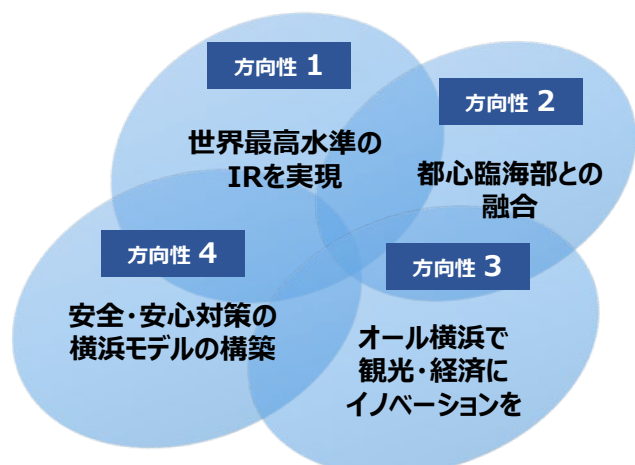
- これまで築き上げてきた **横浜の街** と最先端のテクノロジーを駆使した新たな街が **融合**
- 我が国の文化と諸外国の文化が **融合**
- 古き文化と新たな文化が **融合**

【イノベーション】

- I R 整備により、世界水準の M I C E の誘致・開催を通じた国際的な人の交流、知の交流やネットワークの構築等により、新たな **イノベーション** の機会の創造や、地域への経済効果、国・都市間競争力の向上等、観光振興に加え、幅広い変革をもたらしていきます。
- 『横浜 I R』を横浜都心臨海部の街や資源・魅力と一体的に整備し、『横浜 I R』を **起爆剤** として、街や文化などが **融合** することで、**相乗効果** を最大限発揮し、

横浜の観光・経済にイノベーションをもたらし、
横浜を世界から選ばれるデスティネーション(目的地)へと導いていきます。

横浜のさらなる飛躍と
将来にわたる市民の豊かな
暮らしのために

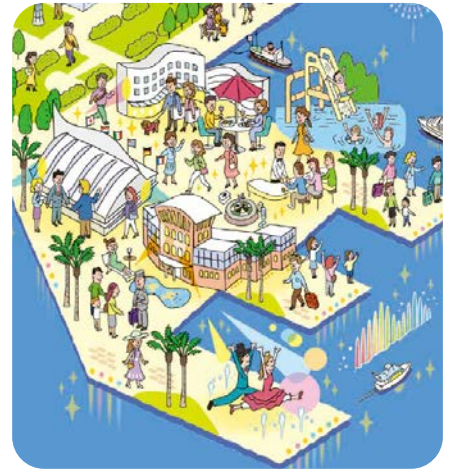


3 横浜 I R の方向性

(1) 基本コンセプト

横浜 I R の方向性 1 世界最高水準の I R を実現

- ▶ ビジネスからレジャー、大人から子ども、外国人でも日本人でも、幅広い客層が楽しめる非日常的で印象的な空間を有する都市型リゾートを目指し、
世界の人々が日本に行ってみよう！
日本に行くなら横浜に行ってみよう！
と思われる世界最高水準の I R を実現します。
- ▶ 周辺地域との一体的な観光振興により、『横浜 I R』から市内・県内はもとより日本各地の魅力を発信し、送客することができる**日本のゲートウェイ(玄関口)を目指します。**
- ▶ ギャンブル依存症や周辺の治安対策など、想定されるリスクに対して、世界最高水準とされている I R 整備法やギャンブル等依存症対策基本法などの関連法令のほか、最新のテクノロジーを活用したシステムを構築し、世界のどこの地区よりも安全で安心できるエリアとしていきます。



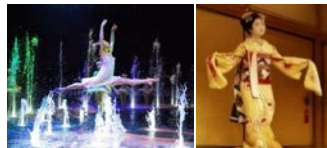
MICE (国際会議場・展示場)

我が国において、これまでにないような国際的な会議や世界規模の産業見本市等を展開。新たなビジネスの起爆剤として、経済・観光にイノベーション(革新)を創出。



魅力増進施設

日本の伝統、文化、芸術、最先端技術、四季折々の自然等の様々な魅力をかつてないクオリティで発信。世界中の観光客を惹きつけ、リピーターを確保することができる国際的に最高水準のエンターテインメント性のある公演、展示等で提供するとともに、これを通じてまた、アニメやゲームなど日本の魅力を体験してもらい機会を創出。



送客施設

東日本をはじめとした日本各地の観光名所にインバウンドを送り出す日本の拠点・ゲートウェイ(玄関口)として、また世界と国内各地をつなぐ交流のハブとして、国内各地の魅力をショーケースとして紹介。各交通機関を結ぶバスや、ワールドクラスのクルーズポートを生かした「ターミナル機能」を備える。



多彩なホテル群

国際競争力のある広さ、設備、サービスなど、ビジネス客やファミリー、富裕層など来訪者の宿泊需要に適切に対応できる規模・クオリティを有する。5つ星ホテルのほかファミリー層も宿泊できる複数のホテルを備える。



エンターテインメント施設 レストラン・ショッピングモール

国内外からの観光旅客の来訪及び滞在の促進に寄与する施設。国際競争力と高いクオリティを持ち、幅広い人々が楽しめる設備、コンテンツを備える。



カジノ

I R 関連法令等に則した施設とし、ファミリー層等の主動線とは分離された適切な配置計画やデザインとするとともに、大人の社交場としてふさわしいドレスコードを設けるなど品位ある空間とする。



3 横浜 I R の方向性

横浜 I R の方向性 2 都心臨海部との融合

- ▶ 横浜の都心臨海部には、開港以来の歴史や文化、美しい港の風景や水際を身近に感じられる都市空間など、これまでのまちづくりで築かれてきた豊富な魅力や資源があります。最先端のテクノロジー(技術)を駆使した新しい街のモデル『横浜 I R』を、これらの都心臨海部の既存の街の魅力や資源と一体的に整備し、融合していきます。
- ▶ 21世紀の日本における新たな開港の地として世界各国の人々を迎え入れ、もてなす世界から選ばれるデスティネーション(目的地)に相応しい魅力的な都市づくりを進めます。

まちづくりの
コンセプト

- 1 『横浜 I R』を都心臨海部と一体的に整備し、融合
- 2 21世紀を象徴するような新しい横浜の都市デザイン・景観形成
- 3 最先端技術を駆使したスマートシティ、環境、防災、ユニバーサルデザインなど『未来の街のショーケース』

施設整備
の視点



「美しい港の景観形成構想」
「横浜市都心臨海部再生マスタープラン」より作成

横浜 I R の方向性 3 オール横浜で観光・経済にイノベーションを！

- ▶ 世界最高水準のスケールとクオリティを有する『横浜 I R』と、これまで作り上げてきた都市としての魅力や資源を融合し、世界の観光・MICE都市、文化芸術創造都市としての横浜の新たな魅力・資源を創造するとともに、その相乗効果により、

横浜の観光・経済に **イノベーション (革新)** をもたらし、

横浜を世界から選ばれる **デスティネーション (目的地)** へと導いていきます。

- ▶ また、その効果を都心臨海部はもとより、横浜市域全体、さらには日本各地に拡げていきます。

横浜の
観光・経済に
イノベーションを！

世界中から観光客・会議参加者等を誘客

パシフィコ横浜

横浜 I R
統合型リゾート施設

観光振興・
経済活性化の
起爆剤

横浜市
MICE開催支援策、
政府系会議誘致

横浜 観光
コンベンション・ビューロー
誘致・マーケティング

観光事業者 交通事業者 MICE事業者 宿泊事業者 関連事業者 (イベント運営等)

オール横浜での観光MICE推進体制

3 横浜 I R の方向性

(1) 基本コンセプト

横浜 I R の方向性 4 安全・安心対策の横浜モデルの構築

横浜市の依存症対策への取組

これまで国が示す依存症対策総合支援事業やアルコール健康障害対策基本法、ギャンブル等依存症対策基本法等に基づき事業を進めていますが、さらに、横浜市では依存症の方を増やさないように次の**4つの対策を徹底して進めていきます。**

【市の総合的な依存症対策】

- ① 依存症への総合的な取組
- ② 予防教育の実施（高校保健体育における啓発など）
- ③ 事業者や研究・専門機関との研究
- ④ 調査による実態把握（令和元年度3,000人対象）

【 I R 整備法関連】

- ▶ 日本人等への7日間で3回迄、28日間で10回迄の入場制限
- ▶ 広告・勧誘の制限やカジノ内 A T M 設置禁止など施設内制限
- ▶ 本人・家族の申告による入場制限
- ▶ 日本人等への24時間毎に6,000円の入場料

【事業者独自の依存症対策】

- ▶ 顔認証やAI等による入場制限・モニタリング
- ▶ 訓練された従業員の巡回、声掛け

治安対策などの懸念事項への取組

【治安対策】

- ▶ 警察との連携
- ▶ 区域内外の防犯カメラ設置
- ▶ 警備スタッフの配置・巡回

【反社会的勢力の関与への対策】

- ▶ 徹底的な調査による排除
- ▶ カジノ入場規制

【青少年への悪影響対策】

- ▶ マイナンバーカードによる入場規制・夜間巡回の実施

【マネー・ローンダリング（犯罪資金洗浄）対策】

- ▶ 一定額以上を換金した際の届出
- ▶ カジノのチップ持ち出し、譲渡禁止
- ▶ 顧客の本人確認の徹底

3 横浜 I R の方向性

(2) -1 世界最高水準の I R を実現

世界最高水準の I R の姿

MICE

日本最大級の競争力の高い
国際展示場・会議場



魅力増進施設

日本文化芸術の
発信・活動拠点



多彩なホテル群

非日常を体験する施設



カジノを行う区域の
面積は I R 施設全体
の床面積の 3% 以内

カジノ



レストラン・ ショッピングモール等



送客施設

世界・日本各地とつながる
交通拠点



民間事業者により 一体的に整備・運営 = **民設・民営**

健全なカジノ事業の収益を活用して、国際競争力の高い滞在型観光を実現

【 I R の中核施設の具体的な要件に関する基本的な視点】

基本的な視点 1 : 我が国においてこれまでにないクオリティを有する内容

基本的な視点 2 : これまでにないスケールを有する我が国を代表することとなる規模

基本的な視点 3 : 民間の活力と地域の創意工夫

3 横浜 I R の方向性

主な施設の要件

用語 (I R 整備法施行令)	国の定める要件 (基本方針より)																		
国際会議場 (第 1 条)	<p>これまでにないようなスケールとクオリティを有し、これまでにないような国際的な会議や世界規模の産業見本市等を展開し、新たなビジネスの起爆剤とする。</p>																		
展示等施設 (第 2 条)	<table border="1" data-bbox="661 499 1336 861"> <thead> <tr> <th rowspan="2">No.</th> <th colspan="2">国際会議場施設</th> <th rowspan="2">展示施設等</th> </tr> <tr> <th>最大の会議室 収容人数</th> <th>施設全体の 収容人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>1,000人～ 3,000人</td> <td>2,000人～ 6,000人</td> <td>12万㎡以上</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>3,000人～ 6,000人</td> <td>6,000人～ 12,000人</td> <td>6万㎡以上</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>6,000人～</td> <td>12,000人～</td> <td>2万㎡以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>横浜 I R では、 ①②を要件と します。</p> <p>いずれの場合であっても、国際会議として「一般的な形式」である大規模な全体会議と分科会等にも対応できるような総収容人数を有することが必要。</p>	No.	国際会議場施設		展示施設等	最大の会議室 収容人数	施設全体の 収容人数	①	1,000人～ 3,000人	2,000人～ 6,000人	12万㎡以上	②	3,000人～ 6,000人	6,000人～ 12,000人	6万㎡以上	③	6,000人～	12,000人～	2万㎡以上
No.	国際会議場施設		展示施設等																
	最大の会議室 収容人数	施設全体の 収容人数																	
①	1,000人～ 3,000人	2,000人～ 6,000人	12万㎡以上																
②	3,000人～ 6,000人	6,000人～ 12,000人	6万㎡以上																
③	6,000人～	12,000人～	2万㎡以上																
魅力増進施設 (第 3 条)	<p>日本の伝統、文化、芸術、最先端技術、四季折々の自然等の様々な魅力をかつてないクオリティで発信するため、国際的に最高水準のエンターテイメント性のある公演、展示等で提供する。</p>																		
送客施設 (第 4 条)	<p>来訪者を I R 区域内に囲い込むのではなく、国内各地の魅力をショーケースとして紹介し、来訪者を国内各地に送り出して、実際に現地体験していただくことにより、世界と国内各地をつなぐ交流のハブとなることを目指す。</p> <p>国内各地の観光の魅力に関する情報を適切に提供し、併せて各地域への観光旅行に必要な運送、宿泊その他サービスの手配を一元的に行う。</p>																		
宿泊施設 (第 5 条)	<p>宿泊施設は、国際競争力のある広さ、構成、設備、サービスで、I R 区域への来訪者の宿泊需要に適切に対応できる規模があり、新たな宿泊需要を創出する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全ての客室の床面積の合計が10万㎡以上 																		
観光旅客の来訪及び滞在寄与施設	<p>コンテンツやサービスが、国際競争力と高いクオリティを有し、外国人旅行客をはじめとした幅広い人々が楽しむことのできる観光資源</p>																		
カジノ施設 (第 6 条)	<p>I R 区域全体のコンセプトと調和し、ほかの施設とのバランスの取れた規模及び配置となっていること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カジノを行う区域は、I R 施設全体の床面積の 3 % 以内 																		

3 横浜 I R の方向性

(2) -2 必要な機能・施設

① M I C E 施設（国際会議場及び展示等施設）

パシフィコ横浜とのコラボレーションによる アジアを代表するM I C E 都市・横浜の実現



パシフィコ横浜提供

日本最大級の 複合M I C E 施設 パシフィコ横浜

- 国立大ホール 5,002席
- 展示ホール 20,000m²
- ノース（多目的ホール）6,300m²
（令和2年4月オープン）

世界中から観光客・会議参加者等を誘客

横浜の
観光・経済に
イノベーションを！

パシフィコ横浜

横浜 I R

統合型リゾート施設

観光振興・
経済活性化の
起爆剤

横浜市

MICE開催支援策、
政府系会議誘致

横浜 観光

コンベンション・ビュロー
誘致・マーケティング

観光 事業者

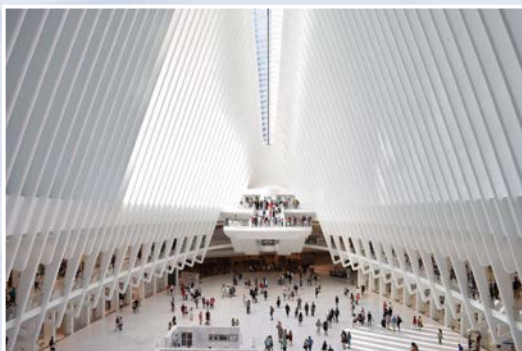
交通 事業者

MICE 事業者

宿泊 事業者

関連 事業者
(イベント運営等)

オール横浜での観光MICE推進体制



※ 写真はM I C E 施設のイメージ

3 横浜 I R の方向性

(2) -2 必要な機能・施設

① M I C E 施設（国際会議場及び展示等施設）

施設の規模

政令の 規模要件	国際会議場 (最大会議室収容人員)	展示場
	①	1,000人~3,000人
②	3,000人~6,000人	60,000㎡~120,000㎡
③	6,000人~	20,000㎡~60,000㎡

横浜 I R の 規模要件

パシフィコ横浜には、我が国で2番目の規模となる5,002席の国際会議場がある一方、展示施設は現在20,000㎡で小規模なことを踏まえ、『横浜 I R』においては、政令の規模要件のうち①②を要件とします。

施設の機能・質

各国との首脳級会合、閣僚級会合などの重要な国際会議等の高度な需要に十分に対応できる機能

世界規模の産業見本市などの開催やイベントの誘致が可能な規模

横浜ならではの魅力的な港の景観を生かしたユニークベニューや、アフターコンベンションツアーが提供される企画・運営体制の構築

誘客効果を最大化するため、大小様々な規模に対応できる仕様、スポーツやコンサート等が多様な用途に臨機応変に対応できる機能

パシフィコ横浜の強みを生かすとともに、弱みを補完するなど、パシフィコ横浜と連携し、横浜全体の M I C E を強化

例

M eeting

企業等の会議

- ・外資系企業の支店長会議
- ・車両販売代理店のミーティング
- ・海外投資家向けのセミナー

I ncentive Travel

報償・研修旅行

- ・営業成績優秀者に対する表彰
- ・会社設立〇〇周年記念旅行

C onvention

国際機関・団体、学会等が行う国際会議

- ・IMF・世界銀行総会
- ・国際幹細胞研究会議
- ・APEC貿易担当大臣会合

E xhibition

展示会・見本市・イベント

- ・モーターショー
- ・大規模スポーツイベント
- ・国際映画祭 等

M
I
C
E
と
は

3 横浜 I R の方向性

(2) -2 必要な機能・施設

② 魅力増進施設

我が国の魅力的な、伝統、文化、芸術、技術、暮らし等を、
観て、聴いて、触れて、食べて、体験して、感じて、
もっと、横浜のことを、日本のことを知って、ファンになって頂くための施設



祭り【酉の市】



東京国立博物館所蔵

書画【浮世絵】



工芸【真葛焼(横浜)】



演劇【能】



暮らし【和のおもてなし】



和食【寿司】

横浜が日本観光のデスティネーションに《来日の目的地・帰国の出発地》

- 日本に行くなら、まず横浜へ《来日の最初の目的地》
- 横浜で市内・県内・国内の観光の魅力を伝え送客《日本観光のハブ》
- 再度、横浜に戻り、帰国していただく《旅の終わりの出発地》
- 『横浜 I R』が再び、日本、横浜を訪れていただく魅力を発信

3 横浜 I R の方向性

(2) -2 必要な機能・施設

② 魅力増進施設

魅力増進施設とは

我が国の伝統、文化、芸術等を生かした公演その他の活動を行うことにより、我が国の観光の魅力の増進に資する施設

発信する魅力

我が国の魅力的な伝統、文化、芸術等の例

書画…浮世絵、日本画、書など	芸道…茶道、華道、日本舞踊など
文学…紀行文、詩歌、小説など	武道…相撲、柔道、弓道など
演劇…能、狂言、歌舞伎など	歴史…城、侍、開港など
演芸…落語、漫才、講談など	暮らし…和食、祭り、信仰など
工芸…絹織物、陶芸、漆器など	自然…四季、海、山、生物など
ポップカルチャー…アニメ、ゲームなど	

発信手法、施設

展示、鑑賞、体験、販売、消費など、施設の持つあらゆる手法で、見る、聴く、触る、嗅ぐ、味わう、全ての感覚に訴求

我が国の魅力を、歴史的な背景やストーリーとともに、大人から子供まで、あらゆる国の方に解り易く発信

我が国の様々な魅力を複数組み合わせたり、海外等のコンテンツと組み合わせ、新たな魅力的なコンテンツを創造

劇場、演芸場、競技場、博物館、美術館、レストラン、旅館などの施設で、古き良き伝統と最先端の技術を融合させて魅力的に発信

【参考】訪日外国人旅行者が訪日旅行をしたいと考えたきっかけ

順位	訪日旅行をしたいと考えたきっかけ	全体	アジア	欧米豪
1	日本の自然や風景に関心があるから	50%	51%	49%
2	日本食に関心があるから	49%	50%	45%
3	日本文化・歴史に関心があるから	40%	36%	51%
4	日本の温泉に関心があるから	36%	40%	23%
5	治安が良いから	35%	36%	31%
6	日本でのショッピングに関心があるから	31%	36%	17%
7	日本の世界遺産に関心があるから	28%	26%	34%
8	日本人のライフスタイルに関心があるから	26%	25%	31%

出典：DBJ・JTBFアジア・欧米豪 訪日外国人旅行者の意向調査（2018年）

3 横浜 I R の方向性

(2) -2 必要な機能・施設

③ 送客施設

『横浜を日本のゲートウェイ《玄関口》へ、
そして、日本の旅のデスティネーション《目的地》へ』

『横浜 I R』の来訪客に、横浜でゆっくり滞在していただき、日本各地の観光の魅力を様々な手法、言語で紹介・発信。最適な交通手段で送客する施設。



3 横浜 I R の方向性

(2) -2 必要な機能・施設

③ 送客施設

送客施設・機能

横浜 I R を訪れた国内外からの来訪客に、横浜や日本各地の観光の魅力を紹介、発信し、日本国内への送客をスムーズに行います。

① ショーケース機能

日本各地の観光の魅力や旅行者に必要な情報を、食や体験などと組み合わせ、VR等の最先端技術等を活用し、効果的・適切な方法で発信

② コンシェルジュ機能

利用者の関心等に応じ、旅行計画を提案し、必要なサービスの手配をワンストップで、きめ細かくおもてなしの心で対応

送客施設・機能

③ 多言語対応機能

①②について、英語を含め複数の外国語で提供

④ 十分な施設規模

多数の来訪客に対応できる情報提供・接客や待合スペースを具備

その他の施設・機能

周辺地区を含む日本各地への来訪客の移動の起点となる交通広場やバスやタクシーなどのターミナル機能

I R 区域と周辺鉄道駅や、東海道新幹線新横浜駅などの主要駅、羽田空港や成田空港までの移動手段について、I R 区域の立地特性を生かした陸海空の多様な移動手段の確保（例：リムジンバス、高速船、ヘリコプター 等）

豪華客船に必要な C I Q 施設や大型クルーザー、自家用ジェット等で来訪する超富裕層の高度な需要にも対応できる移動手段の確保

市内関係機関をはじめ各地の自治体やDMO等との連携が図れる仕組み・体制の構築。観光情報の収集・発信や各地への周遊ルートの企画・構築

魅力増進施設などと連携し、我が国の伝統、文化、芸術等と日本各地の魅力を結び付け、海外からの来訪客を送客

横浜都心臨海部の観光資源

短い空き時間やアフターコンベンションのナイトライフに

- ・元町、中華街、赤レンガ倉庫、みなとみらい21地区、野毛、伊勢佐木町、馬車道、山下公園、三溪園などの商業・飲食・観光施設等
- ・みなとみらいホール、横浜美術館、横浜能楽堂、横浜にぎわい座などの文化施設等
- ・横浜三塔（キング、クイーン、ジャック）、山手西洋館など歴史的建造物等



- ・ 都心臨海部への回遊性強化により、地域の観光・経済活性化
- ・ 既存の魅力・資源を磨き上げるとともに、新たな魅力を創出
- ・ ナイトタイムエコノミーを強化、夜も楽しめる横浜へ
- ・ オーバーツーリズムに配慮した周辺地域との連携

3 横浜 I R の方向性

(2) -2 必要な機能・施設

③ 送客施設

横浜郊外部、神奈川県域、周辺地域の観光資源

半日程度の空き時間に郊外部へのバスツアーやスポーツ観戦、アクティビティ体験

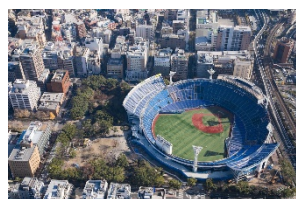
- ・八景島、称名寺、ズーラシア、総持寺、寺家ふるさと村等
- ・郊外部の商店街などで、横浜市民の日常の買物を体験
- ・野球、サッカー、ラグビーなどのスポーツ観戦等
- ・農体験、釣り、ハイキング、サイクリングなどのアクティビティ体験

日帰りや1泊2日程度のショートトリップに

- ・鎌倉の寺社仏閣、箱根の温泉、自然豊かな湘南、丹沢大山、三浦半島など
- ・銀座、築地、上野、浅草などの都内の観光スポット、ディズニーリゾートなど
- ・世界遺産富士山、伊豆半島、房総半島等



横浜国際総合競技場
(日産スタジアム)



横浜スタジアム



横浜国際プール



横浜文化体育館メインアリーナ
(2024年4月オープン)

3 横浜 I R の方向性

周辺地域の観光資源

日本には、世界遺産や国立公園、国定公園、温泉など、数多くの魅力的な観光資源、観光地があります。

『横浜 I R』に訪れた海外からの来訪客に、I Rのショーケース機能で各地の観光地の魅力を紹介・発信し、『横浜 I R』から送り出します。

- ・全国各地の観光協会、DMO等と連携し、多様な周遊ルート・ツアーを企画・構築。利用者の関心に応じて最適なツアーを案内。
- ・各地との連携により送客だけでなく、各地の観光客を横浜へ集客。
- ・映画、文学、歴史などと、観光を結び付けた周遊ルート。聖地巡礼。

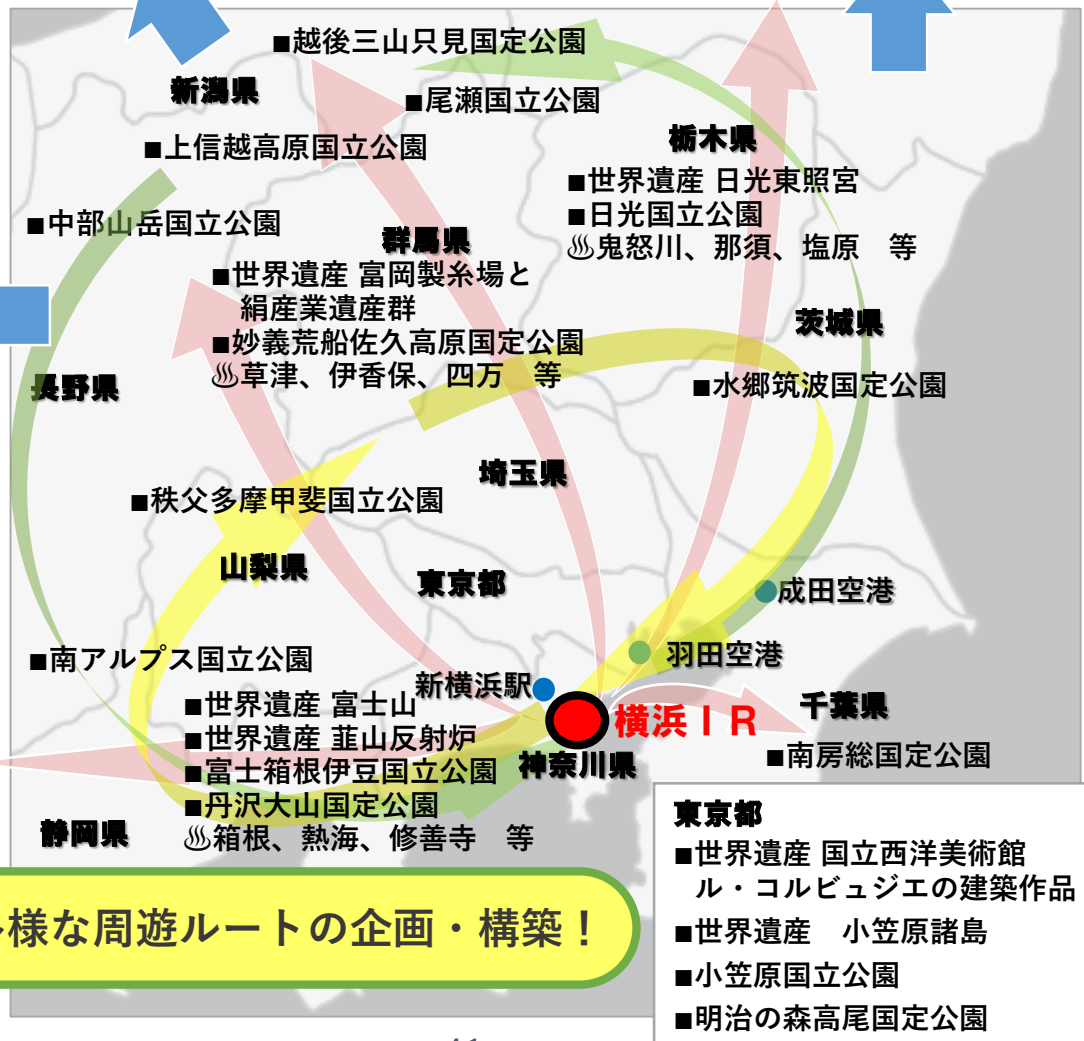
旧五街道（奥州街道、中山道、甲州街道、日光街道、東海道）

おくのほそ道（松尾芭蕉）、富嶽三十六景（葛飾北斎）等

北陸地方との連携

東北地方等との連携

中部地方・近畿地方等との連携

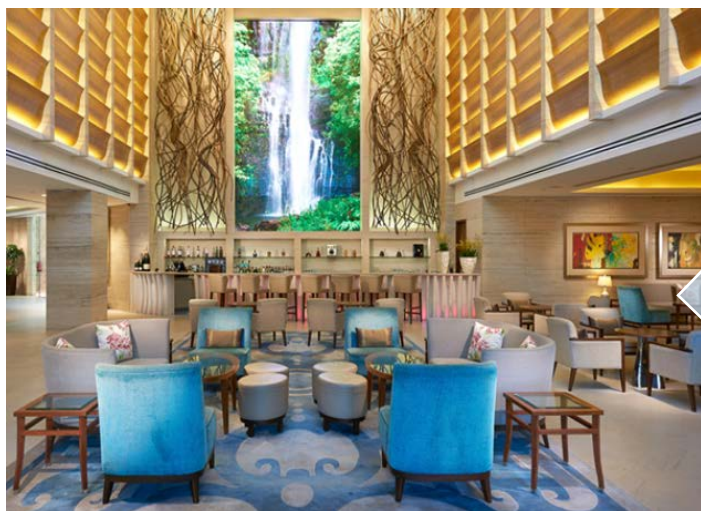


3 横浜 I R の方向性

(2) -2 必要な機能・施設

④ 宿泊施設

世界中から『横浜 I R』を訪れる、富裕層、ビジネス客、ファミリー層など、あらゆる来訪客のニーズに対応できる、施設、サービスを備えた宿泊施設



あらゆるニーズ
に対応する多彩
なホテル群

世界水準の
ラグジュアリー
なホテル



遠方の家族、
親戚、知人が
来訪した時に
一緒に過ごす場

※写真はシンガポールの I R のホテル

3 横浜 I R の方向性

宿泊施設の要件

ホテルの建築やサービス自体が、世界中からの来訪客を魅了し、横浜への来訪需要を高める世界水準の宿泊施設

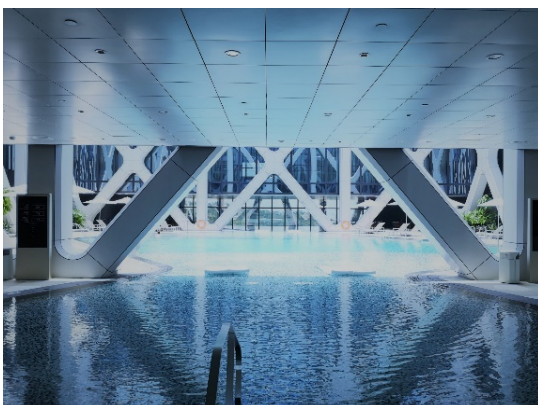
諸外国の5つ星ホテルやI Rにおけるホテルと比較して、客室の広さ、室数、構成、設備が国際競争力を有するとともに、国内外から来訪するビジネス客やファミリー、富裕層など、あらゆる来訪者の宿泊ニーズに応えられる施設

国際競争力の高い多様な宿泊需要に対応するため、5つ星ホテルなど最高級ブランドを含む複数の宿泊施設

美しいウォーターフロントの立地や眺望、夜景など、横浜らしさを最大限に生かした非日常を感じられる滞在空間を創出。国際競争力の高い、食事や付帯サービスのラインナップやクオリティが滞在を長期化

言語、宗教、文化、志向、ライフスタイルなど、多様なニーズをもつ観光客の視点に立った施設整備及び細やかな心遣いによるサービス提供

世界の富裕層が満足する高水準のホスピタリティサービスを提供できる人材の確保・育成体制の構築



※ 写真はシンガポール、マカオのI Rのホテル

3 横浜 I R の方向性

(2) -2 必要な機能・施設

⑤ 来訪及び滞在寄与施設

国際競争力と高いクオリティを持ち、幅広い人々が楽しめる 国内外からの来訪客及び滞在の促進に寄与する施設

劇場、美術館等のほか、遊園地、テーマパーク、スポーツ競技場、水族館、動物園、ショッピングモール等の集客施設（魅力増進施設とは異なる施設）

ビジネスからレジャーまで、大人から子どもまで、外国人でも日本人でも、幅広い客層が楽しめる、I R施設への集客力を高めることができるエンターテインメント施設

リピーターの確保に向け、エンターテインメント性を高める工夫や最先端技術の活用等

ウェルネスツーリズム（リラクゼーション、運動、美容、スパなど）が体感できる施設やプログラムの提供

既存コンテンツの発展や新たなコンテンツの創造に継続的に取り組むための再投資や発信手法の工夫等

横浜の観光資源（横浜の歴史、芸術、食文化、市内農水産品・特産品、技能等）を来訪客が楽しみ、体験や購入ができる商業・飲食施設等



マカオの I R でのステージ・ショー



マカオの I R でのエンターテインメントショー
(ザ・ハウス・オブ・ダンシング・ウォーター)

Photo by Derek coleman on Unsplash

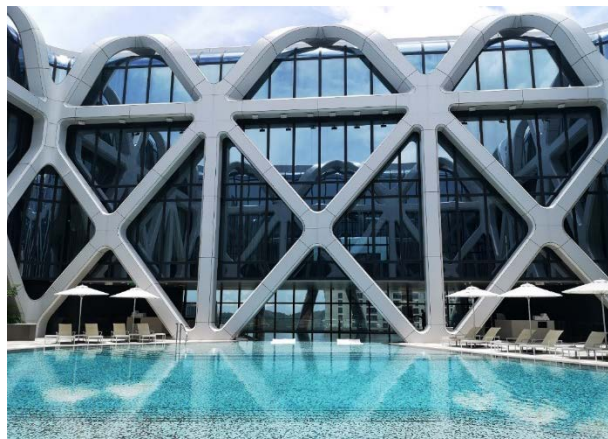
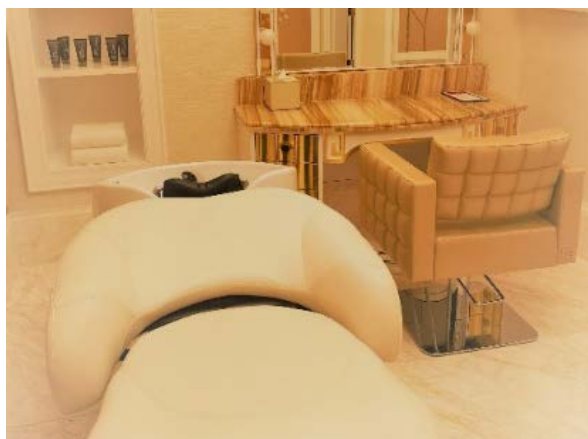


シンガポールの I R でのエンターテインメントショー
(キャッツ)



ボクシング等のスポーツエンターテインメント

3 横浜 I R の方向性



※ 写真はシンガポール、マカオの I R のアトラクションと、憩い・楽しむ場のイメージ

3 横浜 I R の方向性

(2) -2 必要な機能・施設

⑥ カジノ施設

施設の要件

カジノを行う区域の面積は、I R 施設全体の延べ床面積の 3 % 以内

I R 関係法令等に即した施設（入場規制と意思のない入場者の排除）

I R 区域全体のコンセプトと調和し、他の施設とバランスの取れた規模、デザイン、配置

20歳未満の者やファミリー層等が利用する主動線から分離された適切な配置計画、デザイン、配置

落ち着いたエントランス、室内の内装により、エレガントな非日常を感じられる大人の社交場としてふさわしい、ドレスコードを設けるなど、品位と清潔感のある空間を演出すること

カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために必要な措置（以下、「懸念事項対策」という。）については、各種法令や、「3 横浜 I R の方向性（5）」に則り実施すること



※シンガポールの I R のカジノ



※ラスベガスの I R のカジノ

(3) -1 都心臨海部との融合

横浜 イノベーション

I n t e g r a t e d R e s o r t

東神奈川
臨海部周辺

みなとみらい21

関内・関外

世界最高水準のリゾート

横浜駅周辺

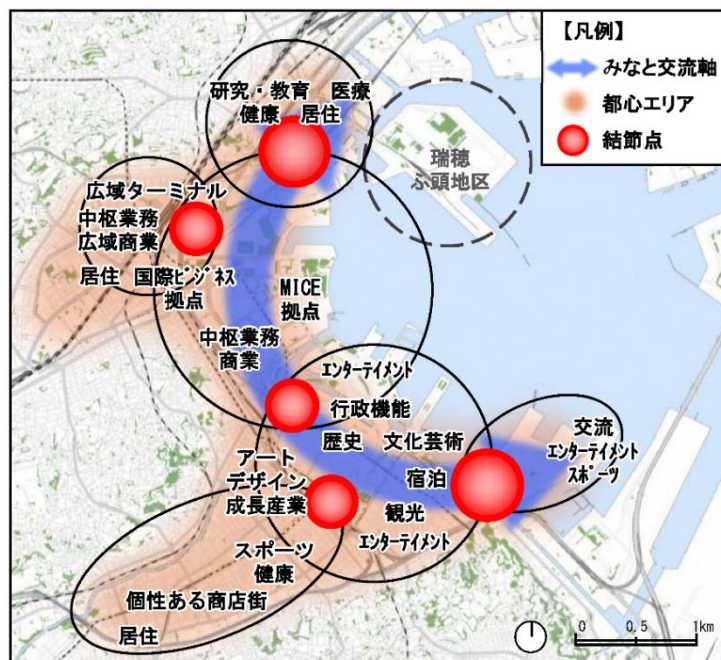
山下ふ頭周辺

横浜は **日本のゲートウェイ（玄関口）** であり、
世界中のデスティネーション（目的地） となり続ける

横浜の都心臨海部には、開港以来の歴史や文化、美しい港の風景や水際を身近に感じられる都市空間など、これまでのまちづくりで築かれてきた豊富な魅力や資源があります。横浜市では、これらを生かし、さらに、先進的で魅力的なまちづくりを積極的に進めることにより国際ビジネス、観光・MICE、文化芸術など、次の時代の活力となる都心機能の強化を図ることとしています。

『横浜 I R』の予定地である山下ふ頭は、都心臨海部の拠点であり横浜市民にとって貴重な場所です。『横浜 I R』を実現する上では、これまで築き上げてきた街並みや美しい港の風景と調和し、一体的に創り上げていくことが重要です。

さらには、最先端のテクノロジー（技術）を駆使した未来の街である『横浜 I R』と山下ふ頭周辺の都心臨海部の各機能が有機的に融合し、それぞれの役割をしっかりと果たしていくことで相乗効果を最大限発揮していきます。そして、世界が注目し、横浜が目的地となる新しい都市へとイノベーションします。



横浜市都心臨海部再生
マスタープラン

3 横浜 I R の方向性

(3) -2 都市デザイン・景観形成

都市デザイン・景観形成に係る上位計画

横浜市都心臨海部再生マスタープラン

◆ 3つの基本戦略

- ① 次の時代の横浜の活力をけん引するビジネス・産業づくり
- ② 豊かな想像力・市民力が息づく横浜スタイルの暮らしづくり
- ③ 個性豊かなまちの魅力をつなぎ港と共に発展する都心づくり

◆ 5つの施策

- ① 世界中の人々を惹き付ける空間・拠点の形成
(都市デザインによる創造性豊かな空間づくり)
- ② まちを楽しむ多彩な交通の充実
- ③ 世界を先導するスマートな環境の創出
- ④ 災害に強い都心臨海部の実現
- ⑤ 都市活動の担い手が活躍する仕組み・体制の充実

横浜市山下ふ頭開発基本計画

- ◆ **目指す都市像** ハーバーリゾートの形成
～世界が注目し、横浜が目的地となる都心臨海部にふさわしい新たな魅力創出～

◆ 3つの視点と8つの基本計画方針

視点 1	観光・MICEを中心とした魅力的な賑わいの創出	【方針1】国内外から多くの人を呼び込む賑わいの創出 【方針2】地区内外の移動を支える交通ネットワークの形成 【方針3】快適で回遊性のある歩行者動線の確保
視点 2	親水性豊かなウォーターフロントの創出	【方針4】水と緑を身近に感じる空間づくり 【方針5】港町の魅力を高める景観形成
視点 3	環境に配慮したスマートエリアの創出	【方針6】環境に配慮したまちづくり 【方針7】高い防災・安全性をもつまちづくり 【方針8】わかりやすく利便性の高い魅力あるまちづくり

美しい港の景観形成構想

内港地域の景観形成 4つの視点

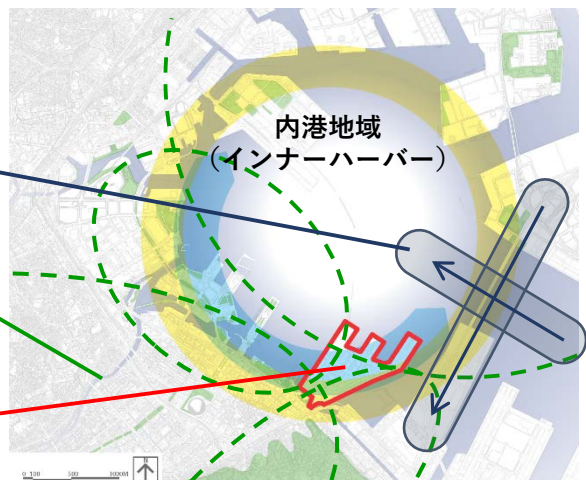
- ① リング状の港の構造を生かした景観の形成
- ② 誰もが美しさを感じる景観の形成
- ③ 横浜の港らしい特徴的な景観の形成
- ④ 人々の生活・活動による賑わい景観の形成

山下ふ頭の地区特性

横浜、さらには日本の玄関口としての山下ふ頭

異なる景観的特徴を持つシーンに囲まれている

インナーハーバーに位置し、既成市街地と隣接した広大な区域



3 横浜 I R の方向性

横浜やインナーハーバーの地区特性、歴史、これまでのまちづくりの取組を十分踏まえつつ、

**山下ふ頭では、21世紀を象徴するような、
新しい横浜の都市デザイン・景観づくりに挑戦します。**

■ 4つのコンセプト

山下ふ頭は、横浜の都心臨海部に残された唯一大規模開発の可能な土地です。そのことを最大限生かし、世界最高水準の I R として、幅広い客層が楽しめる非日常的で印象的な空間を有し、また、これまで横浜の都心臨海部で築き上げた、市民に親しまれるウォーターフロントエリアの一部にもなる、「横浜イノベーション I R」を形成します。

横浜のそれぞれの時代を代表する景観に敬意を払いつつ、山下ふ頭を核としてインナーハーバー全体が都市としての魅力をさらに高める、21世紀を象徴するような新しい横浜の都市デザイン・景観づくりに挑戦します。その実現のためのコンセプトを掲げます。

1 長く愛され、何度も訪れたい都市・横浜をつくる

山下ふ頭に多くの人が訪れ、何度も訪れたい都市を実現します。

山下ふ頭の建造物や空間、それらにより形成される景観は、いたずらに刺激的なものではなく、**機能性と普遍的な美しさを兼ね備え、長期的にその価値を持ち続けるもの**を目指します。

また、山下ふ頭の開発は短期間に一体的に行われますが、一過性のものではなく、**常に新たな価値を生み出す取組を継続し、長期的に価値を持続・向上しつづけるもの**としていきます。

2 インナーハーバーの一員として、横浜の都市づくりの新たな1ページをつくる

インナーハーバーでは、関内地区や山手地区、みなとみらい21地区など、各地区、各時代の景観的特徴を維持・創出してきました。これらの地区が、景観的な個性の発揮と調和のバランスをとりながらリング状につながっているのが、インナーハーバーの大きな特徴となっています。

山下ふ頭に生み出される景観は、**インナーハーバーに加わる新たな都市づくりの1ページとして、地域全体の景観と調和しつつ、山下ふ頭とこれまでの街並みの個性が対比しながらひきたてあうこと**で同時に、都心臨海部の魅力を形成します。

3 山下ふ頭だからできる景観体験の創造

山下ふ頭は、一体開発により広大な土地を一貫性のあるデザインとできることに大きな特徴と可能性があります。エリアを回遊しながら体験する景観は、**多様な物語性**があるものでなくてはなりません。

また、横浜の景観を楽しむ**新たな視点場、多様な水域を活用したアクティビティ**など多彩な体験の場の創出が可能です。ここに生まれる施設によって提供される横浜の新しい見え方、切り取り方は既存の横浜の景観的価値を更に向上するだけでなく、山下ふ頭自体に**これまでにない体験**をもたらします。

4 世界に“横浜を魅せる”これからの都市デザイン

都市・建築のデザインは、機能や人々の活動と切り離して考えることはできません。

横浜市では、SDGs 未来都市、観光・MICE 都市、文化芸術創造都市、イノベーション都市・横浜、ガーデンシティ横浜といった、未来のための政策やプロジェクトを進め、また、様々な主体により様々な活動を行っています。山下ふ頭ではこれからの横浜を代表する景観として、これらの**施策・活動と方向性を共にして、それを象徴的に体現するもの**であることが求められます。

象徴的な“魅せる”環境配慮や、横浜に集積する創造性の発露など、横浜のショーケースとしての独自性ある景観づくりや市民生活を豊かにするための、これまでに無い新たなウォーターフロントでの体験を創造すること等が**更に進化した「横浜らしさ」**につながります。

3 横浜 I R の方向性

(3) - 3 スマートシティ・環境・防災など

横浜 I R では、SDGs 未来都市・横浜として、IoT や ICT、ビッグデータの活用や AI の駆使など、最先端技術の多方面にわたる連携・活用を目指します。それにより水と緑があふれるまち・災害に強くしなやかなまち・人とテクノロジーが共存するホスピタリティあふれるまちを実現します。日本でも世界でも類を見ない最先端技術を駆使したスマートシティを実現し、「未来の街のショーケース」として、明日の横浜の姿を発信します。

緑豊かな水際のある、次世代スマートシティの実現

最先端技術をあらゆる方面で活用することで、水際と緑が融合し効率的で持続可能な次世代スマートシティを実現します。

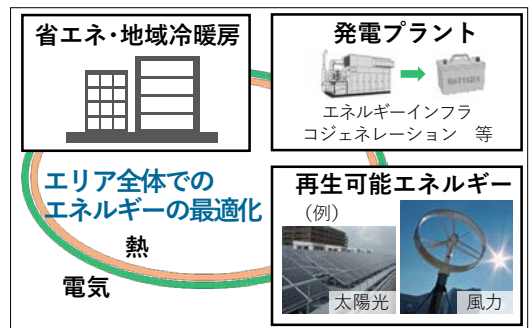
新たな緑と水際が融合したエリアの創出

横浜港の水際を形成する既存の街並みや山下公園と連続した、いつでも誰でも楽しめる、開放的な、緑豊かなオープンスペースと水際のプロムナードを形成



エリア全体でのエネルギーの最適化

省エネ、再生可能エネルギー等、最先端技術の導入と効率化により、エリア全体でのエネルギーの最適化を図ります。



持続可能な循環型都市エリアの実現

先進的な環境配慮建築物とすることなど、脱炭素・循環型社会を構築する持続可能なマネジメントの実現



次世代交通システムの導入

新たな人やモノの流れを創出する次世代交通システムの導入



災害に強くしなやかで、自立的なまちづくり

地震や津波・高潮などの災害に対して高い防災機能を持ち、自立したエネルギー供給を確保するなど、来街者の安全確保に加え周辺地域の市民にとっても安全・安心な防災の拠点となる、災害に強くしなやかで自立的なまちづくりを実現します。また、感染症や不測の事態などに対して、実行性のある危機管理計画を策定し、緊急事態に備えます。

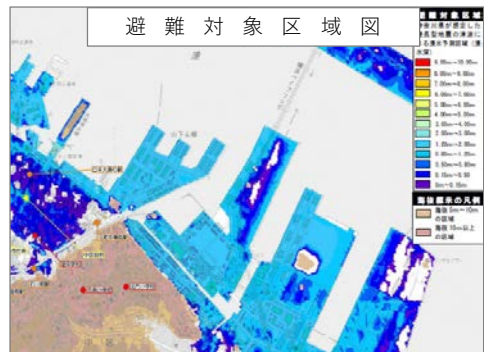
災害時等の来街者のための安全・安心の確保

地震や津波などの災害発生時においても来街者が安全・安心に過ごすことができる、高い防災機能を有するエリアを目指します。



津波・高潮に対応したまちづくり

津波・高潮に対しても、安全な避難を可能とする強くしなやかなまちづくりを目指します。

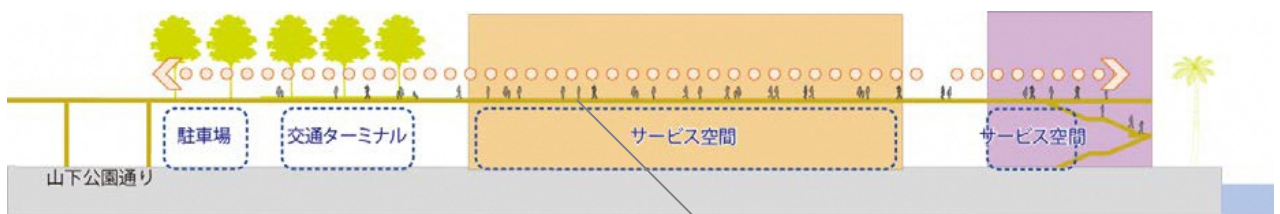


歩行者空間の基本は2階レベルで形成

2階レベルの歩行者動線を構築することで、災害時における浸水に対しても安全で円滑な歩行者の退避を実現します。

感染症対策・不測の事態等に対する対応

感染症や不測の事態等に対しても、実効性のある対策計画を策定し、緊急時にも適切に対応します。



安全な退避ルートとなる
2階レベルの動線

3 横浜 I R の方向性

(3) - 3 スマートシティ・環境・防災など

災害時には周辺地域を含む防災の拠点

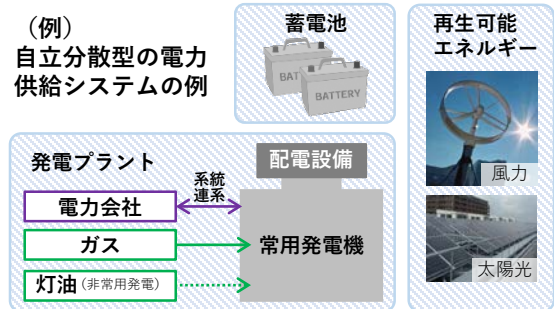
区域内だけでなく、周辺地域からの被災者等の一時滞在・避難の受け入れや物資輸送等あらゆる面で高い防災機能をもつエリアを目指します。



災害時にも安定かつ自立したエネルギー供給

災害時バックアップをもつ電力供給システムや分散型電源等の導入により、平常時だけでなく災害時にも自立した電力供給を確保します。また、地震や高潮などの災害時にも安定して稼働する構造や配置とします。

(例)
自立分散型の電力供給システムの例



インクルーシブな（誰もが排除されない）まちづくり

初めてでもわかりやすく快適な動線計画（バリアフリー・サイン）とするほか、多言語対応のデジタルサイネージや区域内的の無料Wi-Fi環境の整備など、訪日外国人を含む来街者の利便性を向上させます。ハード・ソフトの両面からの複合的な取り組みにより、あらゆる来街者が安全・安心に過ごすことができ、ホスピタリティの高いインクルーシブなまちづくりを推進します。

ユニバーサルデザインの推進

あらゆる来街者が安全・安心に過ごすことができるよう、建物や移動環境のユニバーサルデザイン化を推進します。



心のバリアフリーの実践

ホスピタリティ向上のため、区域全体で心のバリアフリーを実践するとともに、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず働きやすい環境を整備します。

多様な媒体による積極的な情報発信

多言語対応のデジタルサイネージやスマートフォンアプリなど、多様な媒体を通じて、平常時だけでなく非常時にも情報提供や情報発信を行います。



3 横浜 I R の方向性

(3) -4 スマートな交通環境の構築

山下ふ頭には、国内外から多くの来街者が訪れることになるため、円滑な交通が求められます。このため、陸・海・空の多様な移動手段を確保するとともに、楽しく、安全・安心で、環境にも配慮した交通環境の構築を目指します。



スーラシア



日産スタジアム



シーバス



富士山と箱根 (芦ノ湖)



三溪園



湘南・江の島



鎌倉・大仏



八景島・海の公園

3 横浜 I R の方向性

(3) -4 スマートな交通環境の構築

広域アクセス

- 羽田・成田空港、新横浜駅など広域的な交通拠点からのダイレクトアクセス（バス、水上交通など）
- 全国の観光地に発着する交通ターミナルの整備
- 多様な交通手段の確保（ヘリコプター、クルーズ船など）



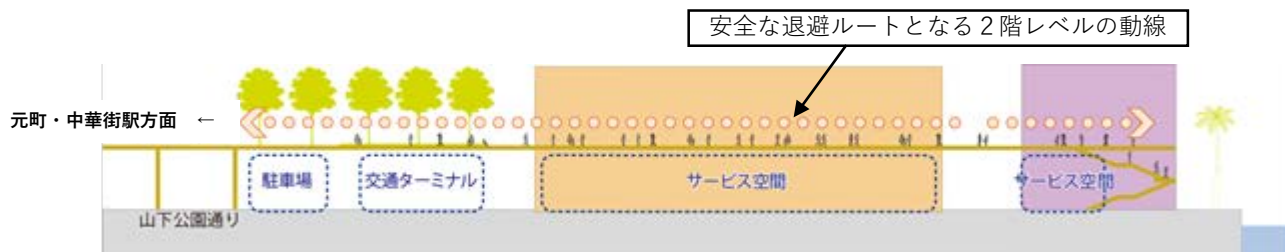
I R 区域周辺アクセス

- 自動車交通（新規道路整備、道路・交差点改良、駐車場整備など）
- 歩行者交通（最寄駅からのアクセス向上、周辺とのネットワークの形成）
- 利便性向上につながる新たな交通の導入（連節バスなど）



I R 区域内交通

- 安全・安心な歩行者動線（歩車分離・浸水対応の2階レベルの動線、バリアフリー）
- 楽しく散策できる水際のプロムナード空間の形成
- 環境に配慮した新たな交通の導入(AIを活用した交通サービス、パーソナルモビリティ)



来街者を回遊させるネットワークの形成

- 自動車交通や歩行者交通、水上交通、周遊交通システム、パークアンドライドなどの様々な交通手段によるネットワークの形成
- 周辺観光地、商店街等との連携（中華街、元町、三溪園、パシフィコ横浜など）

3 横浜 I R の方向性

(4) オール横浜で観光・経済にイノベーションを

① M I C E による効果

横浜 I R とこれまでつくり上げてきた都市の魅力や資源を融合し、
横浜の観光・経済にイノベーションをもたらす

M I C E がもたらす経済波及効果

- ・『横浜 I R』を目的として、インバウンドを含む観光客や M I C E 参加者が来訪し、宿泊や飲食等により、I R 区域内のみならず関内・関外地区やみなとみらい 21 地区、横浜駅など周辺地域の商店街や商業・飲食施設の **観光消費額を増加** させます。さらに、市内はもとより、県内観光地への周遊、日本全国の観光地への送客により、その効果を全国に広げていきます。
- ・また、M I C E 開催では、参加者による消費以外にも、企画・運営費や施設利用費・設営費をはじめとして、同行者プログラムやアフターコンベンション等の実施により、交通サービス、飲食、その他 M I C E 関連産業への **発注機会を増加** させます。



3 横浜 I R の方向性

(4) オール横浜で観光・経済にイノベーションを

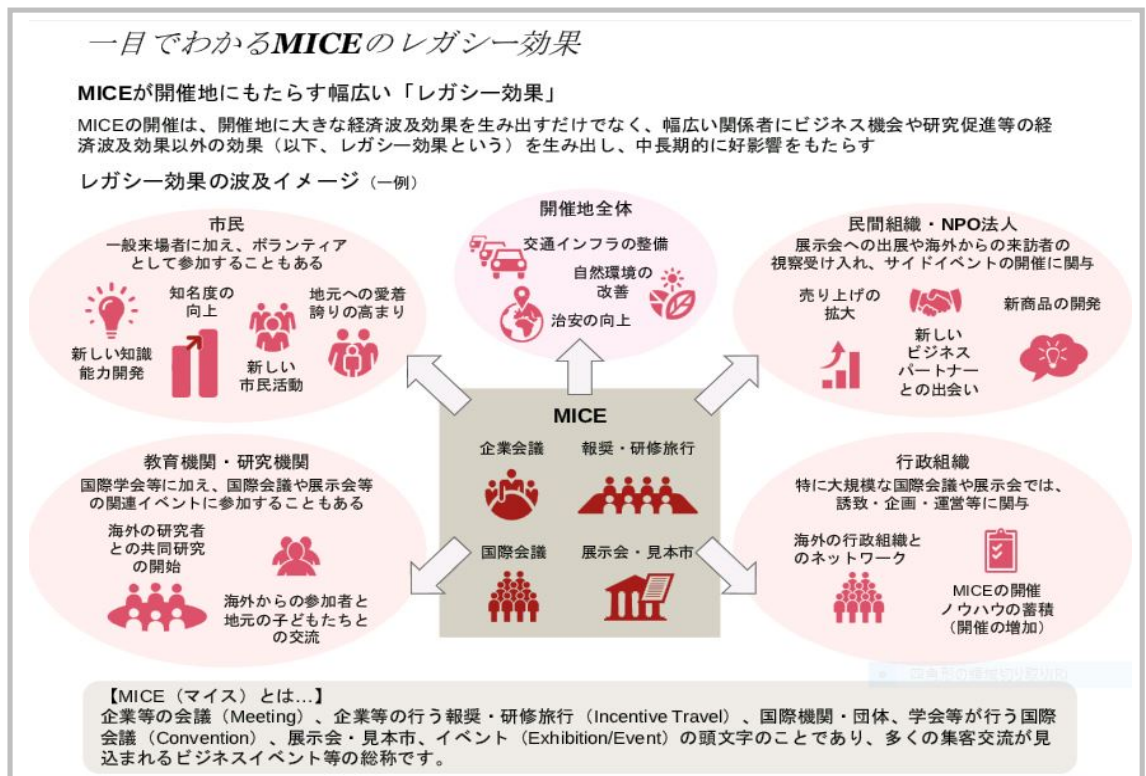
① M I C E による効果

M I C E のレガシー効果

- ・ M I C E がもたらす効果は、大きな経済波及効果だけではなく、ビジネス機会やイノベーションの創出、研究促進等の **経済波及効果以外の効果（レガシー効果）** も生み出し、開催地域を中心に開催後も中長期的に好影響を与えるとされています。
- ・ 横浜は、みなとみらい21地区を中心としてオープンイノベーションの一大拠点となっており、ライフサイエンス、バイオテクノロジー、IoT産業などが集積しています。『横浜 I R』の整備により、国際的な M I C E ビジネスイベントが誘致され、**より知識・技術・人的交流を活性化し、地域全体の生産性向上に貢献します。**
- ・ 横浜の産業特性と M I C E の融合による新産業の創出により、横浜経済の活性化に寄与します。

市民の活動機会の提供等

- ・ 横浜市民が『横浜 I R』を来訪客として楽しむことはもとより、**市民が街を盛り上げていくホストとして活躍できる活動機会の提供等を推進します。**（例：通訳ボランティア活動、イベント等への出演等）
- ・ また、未来を創る横浜の子どもたちが、国際社会で活躍できる視点を養えるよう、**海外から来訪する M I C E 参加者との交流や職業・現場体験等の機会創出**を推進します。



出典：観光庁「平成30年度MICEによるレガシー効果等調査事業」より作成

3 横浜 I R の方向性

(4) オール横浜で観光・経済にイノベーションを

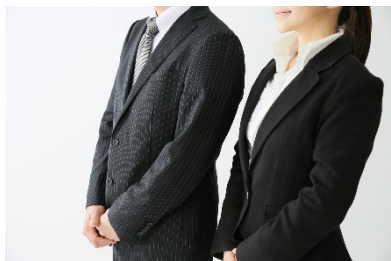
② 経済効果

約47haにおよぶ広大な敷地において、I Rの開業前後で雇用創出や人材育成、食材・物品・サービス等に関連する地域経済の振興に貢献します。

また、建設資材や労働力の確保等、運営時にはI R施設の運営や雇用等による経済波及効果が生じます。

雇用創出・人材育成

- ・ I R開業前には、建設等にかかる人材や資材等の確保、食事や宿泊・運送等の経済効果、開業後を見据えた質の高いサービス提供を目的とした人材育成を図ります。
- ・ 開業後はインバウンドや国内の観光客等をもてなす質の高い人材確保・運営に係る物品・食材・サービス等が必要となります。周辺地域の雇用環境の調和を図るため、計画的な雇用や人材育成を図ります。
- ・ 区域内外で質の高いサービスが提供され、横浜のサービス業界全体の質の向上につながる人材育成を図ります。
- ・ 障害の有無、年齢、性別、人種等に関わらず、多様な人材が活躍する場の拡大に向けた、新たな雇用の創出、働きやすい雇用環境の確保、大学等教育機関等との連携を図ります。



雇用創出・人材育成の取組

雇用創出

- 懸念される働き手不足に対して、雇用環境を整え、国内外から幅広く人材を確保する取組

人材育成

- 世界最高水準のサービス、ホスピタリティを提供するため、I R事業者、地域の教育機関などの連携による、教育と実践を組み合わせた人材育成の取組
- 国外からの雇用者に対して、日本での生活にスムーズに適應するための日本語や生活習慣の理解促進などの取組

3 横浜 I R の方向性

(4) オール横浜で観光・経済にイノベーションを

② 経済効果

食材・物品・サービス等の調達

開業後の大規模需要に対して、市内の中小企業や横浜市中心卸売市場等から、質の高い食材や物品・サービス等を計画的に調達します。

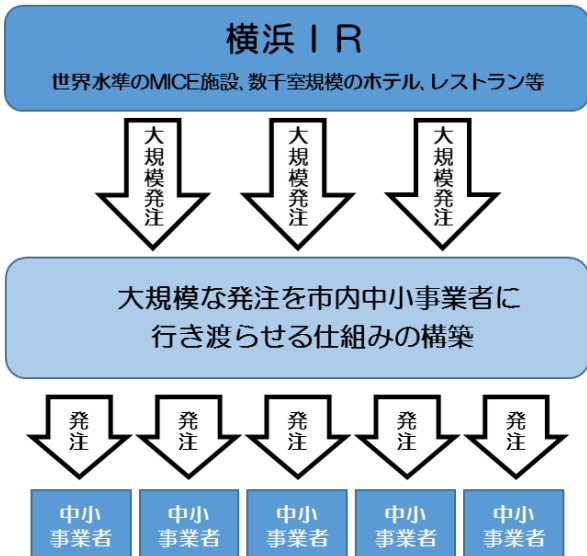
そのため、横浜市中心企業振興基本条例の趣旨を踏まえ、市内中小企業の受注につなげます。

また、地産地消や地域特産品を成長・拡大させる観点から、I R 区域内の商業・飲食施設等において、市内調達を推進します。

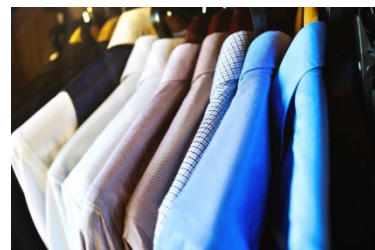
【I R 整備により調達機会増加が見込まれる主な事業例】

IT 関連	医療用品	印刷・デザイン	飲食店
運輸・物流	エンターテインメント業	花き	家具・インテリア
カメラマン	客室アメニティ	クリーニング	クルーズ
警備・セキュリティ業務	下水処理	顧客管理システム	公共交通 (バス・タクシー等)
広告	施設・電気維持管理	事務機器・用品	照明
植栽管理	食器・キッチン類	食料品・飲料品	清掃業務
燃料 (ガソリン・電気等)	廃棄物処理	理容・美容	旅行手配業務

市内中小企業の受注につなげる仕組みづくり



イメージ図：シンガポールの I R 事例を参考に作成



3 横浜 I R の方向性

(5) - 1 安全・安心対策の横浜モデルの構築

I Rは観光や地域経済の振興、財政への貢献など様々なプラスの効果が期待される一方、I Rを構成する施設の一つであるカジノに起因する懸念も指摘されています。

横浜市は、平成26年から「I R（統合型リゾート）等新たな戦略的都市づくり検討調査」を実施しており、その中で海外におけるI Rの導入効果や懸念事項の影響の調査のほか、ギャンブル等依存症に関する有識者へのヒアリング等を通じて研究を進めてきました。

I Rを構成する施設の一つであるカジノに起因する懸念事項

カジノに起因する懸念事項	諸外国における対策事例
ギャンブル等依存症	カジノ内におけるギャンブル依存症者の早期発見、自己／家族／強制排除プログラム、自国民に対する与信行為やカジノ内のATM設置禁止、入場料制度、国内でのカジノ関連広告規制、依存症対応教育の徹底義務、専門治療プログラムの提供 など
青少年への影響等	未成年者のカジノ施設への入場禁止、未成年者入場時の通報、本人確認の徹底、未成年者と疑わしき者への声掛け、未成年者入場の通報、カジノ施設とその他施設の完全分離、広告規制 など
マネー・ローンダリング	本人確認・記録、保管、疑わしい取引があった場合の届出・保管義務、一定額以上の現金取引があった場合の報告義務、マネー・ローンダリング対策やテロ資金供与対策のためのプログラムの整備 など
反社会的勢力の関与	カジノライセンス取得のための背面調査及びカジノライセンス取得後の定期的な審査、カジノ施設内への監視カメラの設置と監視の義務付け、入場制限による犯罪組織・前科者、警察によって入場排除命令を下された者などをカジノ施設から排除 など
地域環境への影響	地域の治安維持のための施策として、カジノ施設内での監視カメラの設置及び巡回、周辺地域における警官、警備員による24時間の警備体制 など

出典：I R等新たな戦略的都市づくり検討調査報告書、各種情報より作成

3 横浜 I R の方向性

(5) - 1 安全・安心対策の横浜モデルの構築

国による検討・対策

国は平成28年に特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律（I R 推進法）の成立後、特定複合観光施設区域整備推進会議において諸外国の I R の研究等を行ってきました。

平成30年に制定された特定複合観光施設区域整備法（I R 整備法）において、シンガポール等の対策を例にカジノ管理委員会の監督や入場制限等「世界最高水準のカジノ規制」を定めるとともに、ギャンブル等依存症の対策として「重層的/多段階的な取組」を「公共政策上の制度整備と I R 事業者責任」のベストミックスで行うこととしています。

また、カジノ以外の既存のギャンブル等依存症への対策を推進するため、平成28年からギャンブル等依存症対策推進関係閣僚会議を開催し、平成30年にギャンブル等依存症対策の基本となる事項を定めた「ギャンブル等依存症対策基本法」が成立しました。

同法に基づき平成31年に「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」を定め、「PDCAサイクルによる計画的な不断の取組」「多機関の連携・協力による総合的な取組」「重層的かつ多段階的な取組」を国、自治体、事業者、関係機関、民間団体等が相互に連携・協力しながら進めることとしています。

横浜市による検討・対策

横浜で I R を実現するため、国が定めた「世界最高水準の規制」といわれる I R 整備法やギャンブル等依存症対策基本法に基づいた、様々な懸念事項への取り組みを着実に進めます。

特に、依存症対策については、これまでも公営競技やぱちんこ等の既存のギャンブルを含めて、アルコールや薬物などの総合的な依存症対策に取り組んでいます。

「横浜市中期4か年計画」や「よこはま保健医療プラン2018」において、総合的な依存症対策の推進を掲げています。

(P.73 「(5) - 2 依存症対策 ⑤ 横浜市の依存症対策」参照)

3 横浜 I R の方向性

(5) -2 依存症対策

① ギャンブル等依存症対策基本法

国は、ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進することにより、国民の健全な生活を確保し、安心して暮らすことのできる社会を実現することを目的に、平成30年に「ギャンブル等依存症対策基本法」を制定し、基本的施策として第14条～第23条において、10の施策を定めました。

■ギャンブル等依存症対策基本法

項 目		条文	内 容
目 的		第1条	ギャンブル等依存症対策に関し、 ①基本理念を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにする。 ②基本となる事項を定めること等により、対策を総合的かつ計画的に推進する。 →国民の健全な生活を確保を図るとともに、国民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与する。
定 義		第2条	「ギャンブル等依存症」とは、ギャンブル等（法律に定めるところにより行われる公営競技、ぱちんこ屋に係る遊技その他の射幸行為）にのめり込むことにより日常生活又は社会生活に支障が生じている状態
基本理念		第3条	①ギャンブル等依存症の発症、進行及び再発の各段階に応じた防止及び回復のための対策を適切に講ずるとともに、ギャンブル等依存症である者及びその家族が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるように支援 ②ギャンブル等依存症に関連して生ずる問題（多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等）の根本的な解決に資するため、これらの問題に関する施策との有機的な連携が図れるよう、必要な配慮がなされるものとする
他の依存症対策との連携		第4条	アルコール、薬物等に対する施策と有機的な連携を図る
責 務	国	第5条	依存症対策を総合的に策定し、実施する
	地方公共団体	第6条	国との連携を図りつつ、その地域の状況に応じた施策を策定し、実施する
	関係事業者	第7条	依存症の発症、進行及び再発に影響を及ぼす関係事業者は、国、地方公共団体が実施する対策に協力するとともに、予防等に配慮するよう努める
	国民	第8条	ギャンブル等依存症問題に関する関心と理解を深め、予防等に必要な注意を払うよう努める
	依存症対策関連の業務従事者	第9条	依存症対策関連の業務（医療、保健、福祉、教育、法務、矯正、その他）に従事する者は、国・地方公共団体に協力し、予防等及び回復に寄与するよう努める
啓発週間		第10条	国民の間に広く依存症問題について関心と理解を深めるため、啓発週間（5月14日～20日）を設ける

3 横浜 I R の方向性

(5) -2 依存症対策

① ギャンブル等依存症対策基本法

項目	条文	内容
基本計画等	政府 第12条	ギャンブル等依存症対策推進基本計画を策定（少なくとも3年ごと） 原則として、当該施策の具体的な目標、達成時期を定める
	都道府県 第13条	都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画を策定するよう努める（少なくとも3年ごと） 医療計画、健康増進計画等、他の計画の依存症関連部分との調和を保つこと
国及び地方公共団体は、以下について、必要な施策を講ずる		
基本的施策	① 教育の振興 第14条	家庭、学校、職場、地域等、様々な場において依存症問題に関する知識の普及（教育、学習の振興、広報活動等）
	② 依存症の予防 第15条	関係事業者が行う事業（広告、宣伝、入場の管理等）について、予防等が図られるものとなる
	③ 医療提供体制 第16条	居住する地域にかかわらず適切な医療を受けることができるよう、専門的な医療の提供等を行う医療機関の整備を図る
	④ 相談支援 第17条	精神保健福祉センター、保健所、消費生活センター、日本司法支援センターにおける相談支援体制を整備 その他本人及び家族に対する相談支援の推進
	⑤ 社会復帰の支援 第18条	円滑な社会復帰に資するよう、就労の支援等を推進
	⑥ 民間団体の支援 第19条	民間団体の自発的な活動を支援
	⑦ 連携協力体制の整備 第20条	医療機関、精神保健センター、保健所等関係機関、民間団体等の連携協力体制の整備
	⑧ 人材の確保 第21条	依存症問題に関し十分な知識を有する人材の確保、養成及び資質の向上
	⑨ 調査研究の推進 第22条	予防、診断、治療方法等の調査研究の推進、その成果の普及
	⑩ 実態調査 第23条	政府は3年ごとに実態調査を行い、公表する
推進本部	内閣にギャンブル等依存症対策推進本部を置く （推進本部長：内閣官房長官、副本部長：国务大臣、本部員：各大臣等）	
	所掌事務 第24～31条	①基本計画案の作成、実施の推進 ②基本計画に基づいて実施する施策の総合調整及び実施状況の評価 ③依存症対策の重要な企画及び立案、総合調整
	基本計画案の作成、結果とりまとめの評価等を行う際は、「ギャンブル等依存症対策推進関係者会議」の意見を聴く	
関係者会議 第32～33条	本人、家族代表者、関係事業者、有識者から内閣総理大臣が任命	

3 横浜 I R の方向性

(5) -2 依存症対策

② ギャンブル等依存症対策推進基本計画【概要】

ギャンブル等依存症対策基本法に基づき、令和元年度から3年度までの基本的な計画を、国は平成31年4月に策定し、推進しています。今後、都道府県においても「都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画」を作成することが努力義務となっており、神奈川県では令和2年度中の策定を目指しています。

第一章 ギャンブル等依存症対策の基本的考え方

I ギャンブル等依存症対策の現状

1	ギャンブル等依存症問題の現状
	過去1年以内の依存が疑われる者の割合；成人の0.8% ※ 最もよくお金を使ったギャンブルは「ぱちんこ・パチスロ」 (H28～30 国立研究開発法人日本医療研究開発機構「AMED」による調査)
2	これまでの政府の取組
	平成28年12月 「ギャンブル等依存症対策推進関係閣僚会議」設置
	平成29年3月 「ギャンブル等依存症対策の強化に関する論点整理」とりまとめ
	平成29年8月 「ギャンブル等依存症対策の強化について」作成

II 依存症対策の基本理念等

①	発症、進行及び再発の各段階に応じた適切な措置と、本人・家族の円滑な日常生活及び社会生活への支援
②	多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の関連問題に関する施策との有機的な連携への配慮
③	アルコール、薬物等依存に関する施策との有機的な連携への配慮

III ギャンブル等依存症対策推進基本計画の基本的事項

推進体制	ギャンブル等依存症対策推進本部（本部長：内閣官房長官、本部員：関係大臣） 本部に「関係者会議」（本人、家族、関係事業者、有識者等）を置く。
対象期間	令和元年度から3年度までの概ね3年間（少なくとも3年ごとに検討）
基本的な考え方	① PDCAサイクルによる計画的な不断の取組の推進 ② 多機関の連携・協力による総合的な取組の推進 ③ 重層的かつ多段階的な取組の推進

※ 元号の変更により、年号を置き換えています。

3 横浜 I R の方向性

(5) -2 依存症対策

② ギャンブル等依存症対策推進基本計画【概要】

第二章 取り組むべき具体的施策（主なもの）

I 関係事業者の取組：基本法15条関係

項目	対象	目標年度	内容
広告宣伝の在り方	公営競技・ ぱちんこ	～R3年度	新たに広告宣伝に関する指針を作成、公表。注意喚起標語の大きさや時間を確保
		H31年度～	通年、普及啓発活動を実施するとともに、啓発週間に新大学生・新社会人を対象とした啓発を実施
アクセス制限 ・ 施設内の取組	競馬・モーターボート	～R3年度	本人申告・家族進行によるアクセス制限等に関し、個人認証システム等の活用に向けた研究を実施
		R2年度	インターネット投票の購入限度額システムを前倒して導入
	ぱちんこ	H31年度	自己申告プログラムの周知徹底と本人同意のない家族申告による入店制限の導入
		R3年度	自己申告・家族申告プログラムに関し、顔認証システムの活用に係るモデル事業等の取組を検討
		H31年度	18歳未満の可能性のある者に対する身分証明書による年齢確認を原則化
公営競技・ ぱちんこ	H31年度～	施設内・営業所内のATM等の撤去等	
相談・治療 につなげる取組	公営競技	～R3年度	自助グループをはじめとする民間団体等に対する経済的支援
	ぱちんこ	H31年度～	
	モーターボート	H31年度～	ギャンブル依存症予防回復支援センターの相談者助成（民間団体の初回利用料・初診料負担）の拡充の検討に着手
依存症対策の 体制整備	競馬・モーターボート	～R3年度	依存症対策最高責任者等の新設、ギャンブル等依存症対策実施規程の整備
		H31年度～	依存問題対策要綱の整備、対策の実施状況を毎年度公表
	ぱちんこ	H31年度～	第三者機関による立入検査の実施
		～R3年度	「安心パチンコ・パチスロアドバイザー」による対策の強化

※ 元号の変更により、年号を置き換えています。

3 横浜 I R の方向性

第二章 取り組むべき具体的施策（主なもの）

II 相談・治療・回復支援：基本法第16～19条関係

項目	条文	所管	目標年度	内容
相談支援	17条	厚労省	R2年度目途	全都道府県・政令指定都市への相談拠点の早期整備
		関係省庁		ギャンブル等依存症である者等の家族に対する支援の強化
		厚労省	H31年度～	婦人相談所相談員、母子・父子自立支援員、児童相談所職員、障害福祉サービス従事者・発達障害者支援センター職員等における支援
		消費者庁	H31年度～	ギャンブル等依存症対策に関する各地域の消費生活相談体制強化
		金融庁・法務省	H31年度～	多重債務相談窓口・日本司法支援センターにおける情報提供・相談対応
		法務省	H31年度～	相談対応等においてギャンブル等依存症に配慮できる司法書士の育成
治療支援	16条	厚労省	R2年度目途	全都道府県・政令指定都市への治療拠点の早期整備
			H31年度～	専門的な医療の確立に向けた研究の推進、適切な診療報酬の在り方の検討
民間団体支援	19条	厚労省	H31年度～	自助グループをはじめとする民間団体が行うミーティング等の活動支援に係る施策の改善・活用促進
		公営競技・ぱちんこ		自助グループをはじめとする民間団体に対する経済的支援
社会復帰支援	18条	厚労省	H31年度～	ギャンブル等依存症問題を有する生活困窮者の支援
		法務省		ギャンブル等依存症問題を有する受刑者への効果的な指導・支援
				受刑者・保護観察対象者等に対する就労支援

※ 元号の変更により、年号を置き換えています。

3 横浜 I R の方向性

(5) -2 依存症対策

② ギャンブル等依存症対策推進基本計画【概要】

第二章 取り組むべき具体的施策（主なもの）

III 予防教育・普及啓発：基本法14条関係

項目	所管	目標年度	内容
予防教育・普及啓発	厚労省	H31年度～	シンポジウム、普及啓発イベント等を通じ、依存症の正しい知識や相談窓口等を積極的かつ継続的に普及啓発
		H31年度～	産業保健総合支援センターを通じ、職場における普及啓発を推進
	消費者庁	H31年度～	特設ページ・SNS等を活用した消費者向けの総合的な情報提供。 啓発週間や成人式などあらゆる機会を活用して啓発活動を実施するよう、地方公共団体に要請。
	文科省	H31年度～	新学習指導要領や指導参考資料を活用した学校教育における指導の充実
			引き続き社会教育施設等を活用し保護者等への啓発講座「依存症予防教室」の実施
金融庁	H31年度	ギャンブル等依存症問題の啓発の観点から金融経済教育関係ガイドブックを改訂	

※ 元号の変更により、年号を置き換えています。

IV 依存症対策の基盤整備：基本法20・21条関係

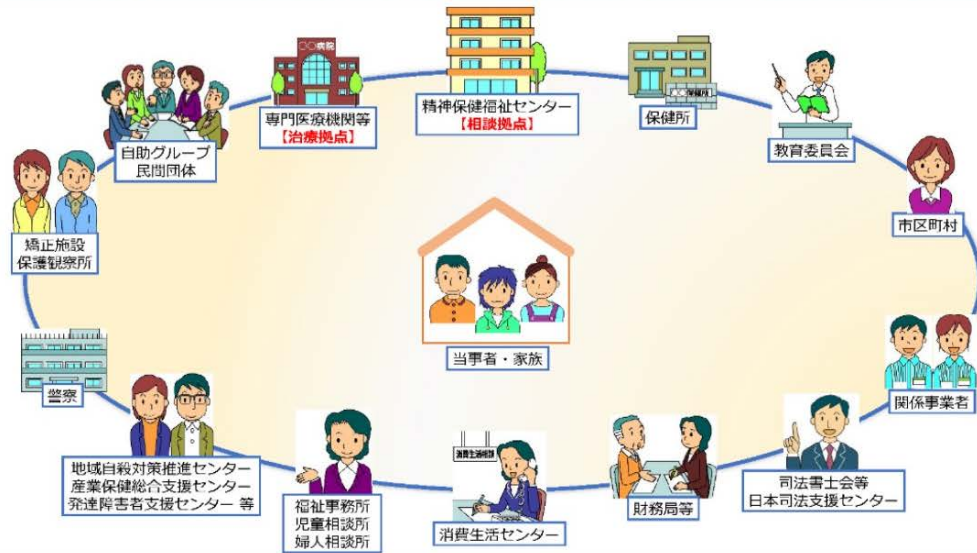
項目	条文	所管	目標年度	内容
連携協力体制の構築	20条	関係省庁	H31年度～	各地域における包括的な連携協力体制の構築
	21条	厚労省	H31年度～	医師臨床研修の見直し等
		文科省		医学部における教育の充実
		厚労省		保健師、助産師、看護師、社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師、作業療法士の継続的な養成
		法務省	H31年度～	刑事施設職員、更生保護官署職員の育成

3 横浜 I R の方向性

第二章 取り組むべき具体的施策（主なもの）

各地域の包括的な連携協力体制の構築【イメージ】

ギャンブル等依存症である者等やその家族等が早期に必要な治療や支援を受けられるよう、関係事業者、消費生活センター、日本司法支援センター等の各種相談窓口において早期に発見し、精神保健福祉センター・保健所等の相談機関、専門医療機関等へと早期につなぐ体制を構築



- ギャンブル等依存症である者等を早期に発見し、適切な医療や支援につなげていくための連絡・情報共有体制の構築
- 各機関の支援内容や課題の共有、改善策の検討
- 関係機関の支援内容を相互に周知・啓発するなどの連携した従業員教育・普及啓発

31年度中～

連携協力体制の構築の推進

32～33年度

早期発見・早期介入・早期支援のための連携・対応マニュアルの作成に向けた調査研究

(消費者庁イラスト集より)

3 横浜IRの方向性

(5) -2 依存症対策

② ギャンブル等依存症対策推進基本計画【概要】

第二章 取り組むべき具体的施策（主なもの）

V 調査研究：基本法第22条関係

項目	所管	目標年度	内容
調査研究	厚労省	H31年度～	ギャンブル等依存症の標準的な治療プログラムの確立に向けたエビデンスの構築等、医療プログラムの全国的な普及
	競馬	H31～ R3年度	個人認証システムの導入や海外競馬の依存症対策に係る調査
	モーターボート		ICT技術を活用した入場管理方法の研究、導入の可能性を検討

VI 実態調査：基本法第23条関係

項目	所管	目標年度	内容
実態調査	厚労省	H31年度～	多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等のギャンブル等依存症問題の実態把握
			子ども虐待による死亡事例等におけるギャンブル等依存症の影響等の把握
	消費者庁	～R3年度	国民のギャンブル等の消費行動等の実態調査
	公営競技・ぱちんこ	H31年度～	相談データ分析によるギャンブル等依存症の実態把握
	法務省	H31年度	ギャンブル等依存症問題を有する受刑者の実態把握

VII 多重債務問題等への取組

項目	所管	目標年度	内容
多重債務問題	金融庁	H31年度～	貸金業・銀行業における貸付自粛制度の適切な運用の確保及び当該制度を必要とする者への的確な周知の実施
			ギャンブル等依存症に関する相談拠点と民間金融機関団体との連携促進
	警察庁	H31年度	違法に行われるギャンブル等の取締りの強化

※ 元号の変更により、年号を置き換えています。

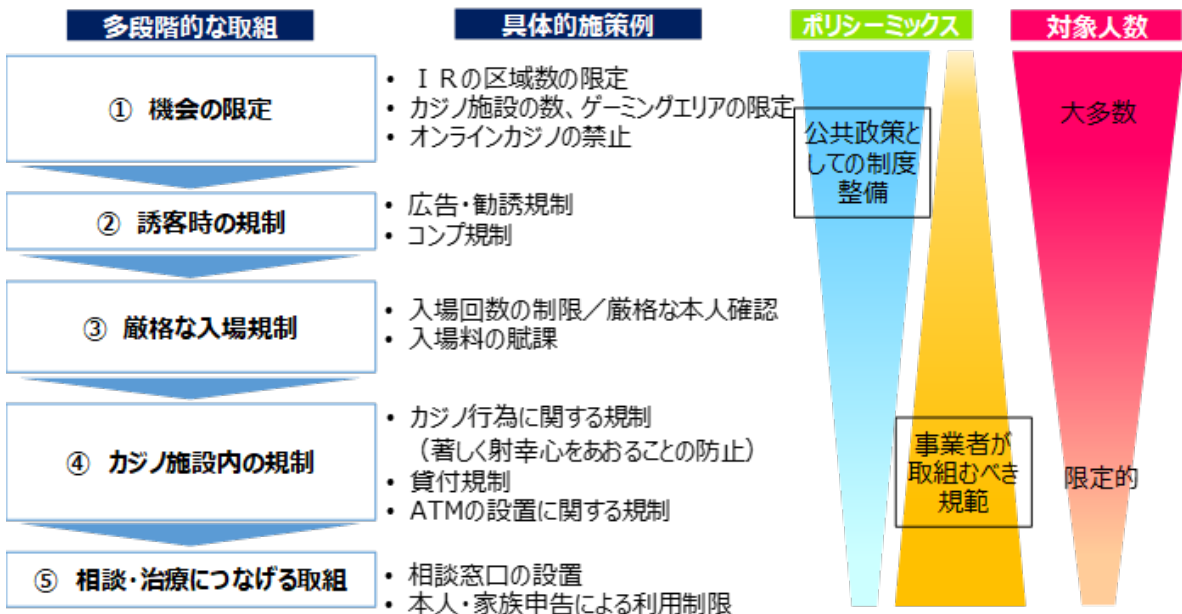
3 横浜 I R の方向性

(5) -2 依存症対策

③ I R 整備法・政令によるカジノ規制【概要】

国は、日本型 I R を導入する際に「世界最高水準の規制」を定め、ギャンブル等依存症対策として、重層的／多段階的な取組を制度化しています。

対策の基本	1	カジノ行為への依存を防止するため、重層的・多段階的な取組を制度的に整備
		①ゲーミングに触れる機会の限定
		②誘客時の規制
		③厳格な入場規制
		④カジノ施設内での規制
		⑤相談治療につなげる取組
	2	公共政策上の制度整備と事業者責任のベストミックス
		・公共政策として制度を整備するもの
		・カジノ事業者が取り組むべき責任として確立するもの（責任あるゲーミング）
		・上記の両方が求められるものの適切な組合せを考慮



出典：特定複合観光施設区域整備推進会議資料より作成

3 横浜 I R の方向性

(5) -2 依存症対策

③ I R 整備法・政令によるカジノ規制【概要】

I R 整備法・政令におけるカジノ規制内容

項目	条文	内容
機会の限定	第9条	国内の I R は上限 3 か所まで
	第41条 政令第6条	ゲーミング区域の床面積の上限は I R 施設の床面積の合計 3 % を超えない
誘客時の規制	第106条 政令第15条	カジノ事業者等に関する広告物は、空港・港湾等の旅客ターミナルのうち外国人が入国手続き等を完了するまでの部分に限定
	第106条	20歳未満の者の入場、勧誘等禁止
厳格な入場規制	第69条	日本人等の入場回数を連続する 7 日間で 3 回、28 日間（24 時間単位）で 10 回に制限
	第70条	入退場時にマイナンバーカード、パスポート等による本人確認
	第176条 ・ 第177条	入場料として、日本人等のカジノ入場者に 6,000 円（国と認定都市の各 3,000 円：24 時間単位）
施設内の規制	第85条・第86条	日本人等に対し、特定資金貸付業務の規制
	第94条一へ	カジノ内への A T M の設置禁止
相談・治療につなげる取組	第68条	本人が申告することによる入場制限（自己排除プログラム）
		本人以外の家族が申告することによる入場制限（家族排除プログラム）
		入場者からの相談や判断の支援に関する体制整備

3 横浜 I R の方向性

(5) -2 依存症対策

④ 国、自治体、I R 事業者の役割分担

国、自治体（神奈川県、横浜市）、I R 事業者は、多段階的な取組を役割分担し、公共政策として制度整備するものと、事業者が規範として取り組むべきこと（責任あるゲーミング）をそれぞれ実施していきます。

※「○」は実施済・義務付け・義務、「△」は実施予定または検討中

項目	内容	国	県	横浜市	事業者
機会の限定	I R 区域数の制限	○			
	カジノ施設の数の限定	○			
	ゲーミング区域面積の限定	○			○
誘客時の規制	広告エリアの制限	○			○
	未成年への広告勧誘の禁止	○			○
厳格な入場規制	入場回数制限	○			○
	マイナンバーカード等による本人確認	○			○
	入場料の賦課	○			○
カジノ施設内規制	カジノ内への A T M の設置禁止	○			○
相談・治療につながる取組	入場者からの相談に関する支援等	○			○
	本人や家族の申告による入場制限	○			○
	顔認証やICTシステムによる問題ある利用者の把握				○
	責任あるゲーミングの専門スタッフの育成・配置				○
	問題ある利用者への専門スタッフによる徹底した対応				○
	I R 区域内外での責任あるゲーミングに関する啓発				○
基本法・基本計画等に基づく依存症対策	相談機関（拠点）の設置		○	○	
	治療機関（拠点）の選定		○	○	
	実態調査	○	○	○	
	市民への啓発	○	○	○	△
	啓発週間の取組	○	○	○	△
	自助グループ等との連携		○	○	△
	依存症に対する研究	○		△	△

3 横浜 I R の方向性

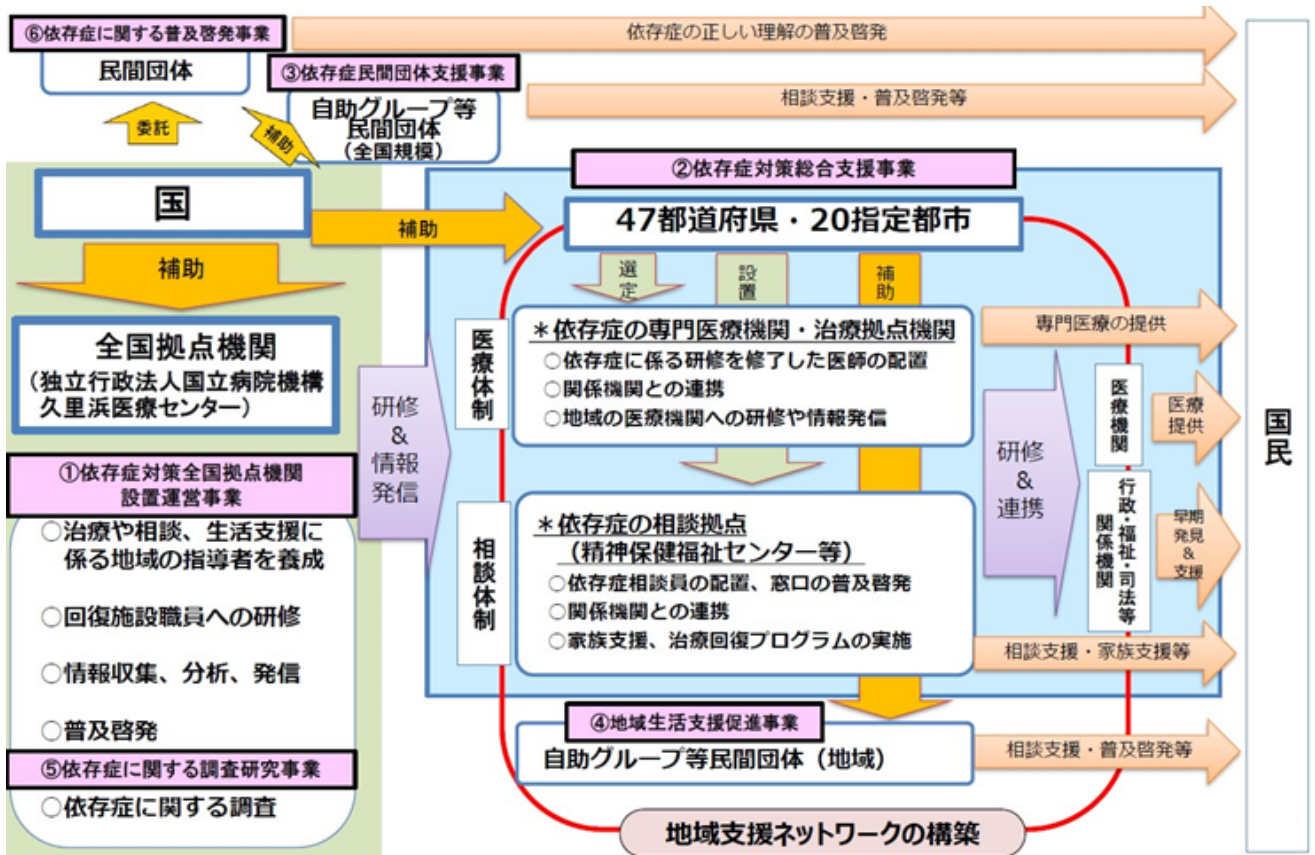
(5) -2 依存症対策

④ 国、自治体、I R 事業者の役割分担

(参考) 依存症対策の全体像 (国・自治体等の役割)

国は、全国拠点機関（独立行政法人国立病院機構久里浜医療センター）を設置し、人材育成や調査研究を進めるなど、様々な事業を展開するとともに、依存症対策総合支援事業を定め、都道府県や指定都市が必要な施策を実施することとしています。

横浜市では、依存症対策総合支援事業に基づき、横浜市域でのアルコール・薬物・ギャンブル等の依存症患者や家族等への総合的な支援に取り組んでいます。



出典：厚生労働省HP「依存症対策」

3 横浜 I R の方向性

(5) -2 依存症対策

⑤ 横浜市の依存症対策

基本的な考え方

『横浜 I R』を進めるにあたっては、国の定めた「世界最高水準の規制」と言われる I R 整備法に基づいた様々な懸念事項への取組を着実に実施します。

特に依存症対策については、これまで国が示す依存症対策総合支援事業やアルコール、ギャンブル等依存症対策基本法等に基づき事業を進めていますが、さらに、横浜市では依存症の方を増やさないように以下の4つの取組を徹底して進めていきます。

I. 依存症への総合的な取組

ギャンブル等依存症対策を推進するうえでは、アルコールや薬物等の依存症への対策を含め、予防・相談面、医療面においてきめ細かな体制と病院間のネットワークを構築するなど、具体的に関係団体・機関と連携しながら総合的な依存症対策に取り組むとともに、ゲーム障害・ネット依存など新たな依存症についても普及啓発等を進めます。また、こころの健康相談センターを「横浜市依存症相談拠点」とし、依存症者等に対する包括的な支援に取り組んでいきます。さらに、特に医学部を持つ横浜市立大学においては、医療面とともに、研究面・人材面でも大きな役割を果たしてもらうように協議を進めます。

II. 予防教育の実施

ギャンブル等依存症になる前に防ぐ予防教育にも力を入れます。国の基本計画に基づき、高等学校において令和4年度より実施予定のギャンブル等依存症を含む依存症についての教育とともに、子ども・青少年やその保護者等に対しても予防に資する啓発を推進していきます。

III. 事業者や研究・専門機関との研究

我が国においてどのような対策が合っているか等について、より効果的な対策や予防教育の検討を事業者や研究・専門機関とともに研究を進めていきます。

IV. 調査による実態把握

市民等を対象とした調査を行うことで、横浜市のギャンブル等依存症の状況を把握、分析し取組を進めます。

また定期的に調査を行うことで取組の効果を検証します。

3 横浜 I R の方向性

(5) -2 依存症対策

⑥ 現状、課題、今後の取組の方向性

1. 依存症への総合的な取組

<治療支援>

現状	▶ 基本計画等に掲げられた専門医療機関について、神奈川県は平成30年10月に3政令市を含め県内全域で6か所（ギャンブル等の対象は4か所）の選定を行い、この医療機関の中から治療拠点機関2か所を平成31年4月に指定し、ホームページ等で周知しています。
課題	▶ 基本計画では都道府県・政令市において専門医療機関と治療拠点機関を選定することとなり、今後、地域において適切な治療が受けられるよう、医療従事者等を対象とした研修の強化などが求められています。
今後の方向性	▶ 依存症専門医療機関や治療拠点機関の拡充など、依存症の治療ができる医療機関を増やすために、医療従事者等に対して研修等を実施します。 ▶ 医学部を持つ横浜市立大学においては、医療面で大きな役割を果たしてもらうように協議を進めます。

<相談支援>

現状	▶ 国の「依存症対策総合支援事業実施要綱」に基づき「こころの健康相談センター」を依存症相談拠点とし、依存症に関する専門相談や普及啓発、依存症者ご本人やご家族への支援事業を実施しています。このほか、依存症の相談に関し、各区福祉保健センターの精神保健福祉相談の一環として対応しています。
課題	▶ 依存症への関心が高まることによって、相談につながりやすくなる一方、相談に対応するための体制が必要となっています。
今後の方向性	▶ 相談者を適切な支援機関に繋げていくため、行政・関係機関・民間団体等との連携によるネットワークづくりを進めます。 ▶ 生活困窮者支援における依存症に関わる課題について、依存症相談窓口等と連携して対応します。また、多重債務や生活困窮等の相談窓口から依存症相談窓口へ繋がります。

<啓発活動の実施>

現状	▶ こころの健康相談センター（依存症相談拠点）において、依存症の基礎知識等に関するパンフレットやHP等によって普及啓発をしています。 ▶ アルコール関連問題啓発週間・ギャンブル等依存問題啓発週間における普及啓発活動を実施しています。
課題	▶ 依存症は病気であることや、治療や支援の対象となることへの理解が十分に進んでいない中、本人や家族を適切なサポートに繋げるための普及啓発が必要です。
今後の方向性	▶ 市民の依存症に対する理解を深めるため、リーフレットや広報よこはま、講演会などの普及啓発イベント等を通じて、啓発活動を行います。 ▶ アルコール関連問題啓発週間・ギャンブル等依存症問題啓発週間などの機会を捉えて、積極的に啓発活動を実施します。

3 横浜 I R の方向性

< 庁内連携・民間団体等の関係者との連携 >

現 状	<ul style="list-style-type: none">▶ 市精神保健福祉審議会依存症対策検討部会を開催し、依存症対策をさらに進めていくため、民間団体や関係機関等と連携関係の方策等を検討しています。▶ 民間団体を対象に、依存症問題への相談対応活動や講演会、研修会などの普及啓発等の事業実施に係る費用を補助しています。
課 題	<ul style="list-style-type: none">▶ 行政や医療、福祉、司法を含めた関係機関が密接な連携を図る必要があります。
今後の方向性	<ul style="list-style-type: none">▶ 行政・関係機関・民間団体等との連携によるネットワークづくりを進めます。▶ 横浜市域での依存症対策の推進を目的として、本市の取組指針となる地域支援計画（仮称）の策定を進めます。▶ 民間団体と連携した依存症者支援を進めるとともに、引き続き団体が実施する相談事業や啓発事業など、活動の支援を行います。▶ 神奈川県が令和2年度中に策定を予定している国のギャンブル等依存症対策基本計画に基づく県計画を踏まえた施策を実施します。

II. 予防教育の実施

現 状	<ul style="list-style-type: none">▶ 児童生徒に対し、発達段階に応じた依存症対策（アルコール、薬物乱用等）の教室等が行われています。
課 題	<ul style="list-style-type: none">▶ 令和4年度から始まる高校の保健体育におけるギャンブル等依存症教育実施に向けた準備を進める必要があります。
今後の方向性	<ul style="list-style-type: none">▶ 令和4年度から始まる、高校の保健体育におけるギャンブル等依存症を含む依存症教育の準備を、市立高校で進めるとともに、県立高校及び私立高校を管轄する神奈川県（教育委員会など）への働きかけを進めます。▶ 教員等へ依存症の知識の普及啓発を行います。▶ ゲーム障害・ネット依存などの新たな依存を含め、子ども・青少年に対する依存症の予防に資する普及啓発を進めます。▶ 青少年の育成に携わる大人に、依存症の予防に資する知識を提供します。

III. 事業者や研究・専門機関との研究

現 状	<ul style="list-style-type: none">▶ 国の調査・研究結果を参考に様々な対策等を検討しています。
課 題	<ul style="list-style-type: none">▶ より横浜市の実態に応じた施策とするため、本市の状況を把握し、専門機関とともに研究分析し、活用する必要があります。
今後の方向性	<ul style="list-style-type: none">▶ 我が国においてどのような対策が合っているか等について、事業者や研究・専門機関と共に研究を進め、より効果的な予防教育を検討します。▶ 国の研究結果等を分析し、市内の依存症対策に活用していきます。▶ 医学部を持つ横浜市立大学において、研究面でも大きな役割を果たしてもらうように協議を進めます。

3 横浜 I R の方向性

IV. 調査による実態把握

現 状

- ▶ 市民3,000人を対象としたギャンブル等依存症の実態調査を実施しました。（令和元年度実施：回答率42.1%、過去1年以内の「ギャンブル等依存症が疑われる者」の割合推計値は、成人の0.5%）
県では、横浜市を除く県民6,750人を対象としたギャンブル等依存症の実態調査を実施しました。（令和元年度実施）

課 題

- ▶ 横浜市の実態について定期的に調査を行い、取組の効果等を検証する必要があります。

今後の方向性

- ▶ ギャンブル等依存症の実態調査を定期的に実施します。
- ▶ アルコール・薬物・ギャンブル等の総合的な依存症対策の推進に繋げるため、依存症者支援に関する調査を行うとともに、関連する調査結果も活用します。
- ▶ 上記調査の実施と併せ、治療体制、相談体制、予防教育に関する事業の進捗状況を確認し、さらに事業を強化、改善するため、「エビデンスに基づく政策形成（E B P M）」の手法を活用します。

【コラム：横浜市民に対する娯楽と生活習慣に関する調査結果】

横浜市では、本市におけるギャンブル等依存症に関する実態を把握するため、「横浜市民に対する娯楽と生活習慣に関する調査」を実施しました。

調査の概要

調査対象	横浜市内の満18歳以上74歳以下の男女無作為抽出3,000人
抽出対象	市内208地点の住民基本台帳から無作為に抽出
調査方法	面接調査
調査期間	令和元年12月～令和2年3月
回答数	1,263人（回答率42.1%）

調査結果のポイント

「ギャンブル等依存症が疑われる方」の割合について

過去1年以内のギャンブル等の経験をもとにした「ギャンブル等依存症が疑われる者」の割合推計値は成人の0.5%でした。

「最もお金を使ったギャンブル等」について

最もよくお金を使ったギャンブル等については「パチンコ・パチスロ」でした。

「ギャンブル等依存症が疑われる方の過去1年以内の賭け金（1か月平均）」について

平均で1か月に25万円（※1）、中央値は（※2）3万円でした。

※1 平均額には「証券の信用取引、または先物取引市場への投資」に係る高額案件が含まれています。高額案件を除いた平均は1か月に3万円でした。

※2 中央値は、データを大きさの順に並べたとき、全体の中央に位置する値です。

調査結果報告書は、下記ホームページでご覧いただけます。

【調査結果URL】 <https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/seisaku/torikumi/IR/chousakekka.html>

3 横浜 I R の方向性

(5) -2 依存症対策

⑦ 横浜市が独自に I R 事業者を求める対策

横浜市も、実施した実態調査などをもとにして、市独自の依存症対策を I R 事業者に求めていきます。

横浜市が独自に I R 事業者を求める対策

普及啓発	施設内での掲示や冊子の配布等を通じて依存症の知識に関する普及啓発を実施すること。
入退場管理	顔認証システム等最新の技術を活用した厳密な本人確認を行い、自己排除や家族排除、入場回数制限等を確実に実施すること。
依存症予防対策	依存症に関する研修等を受講した従業員によるゲーミングへののめり込み傾向がみられる入場者への声掛けや、放置されている子ども等への対応を行う体制を構築すること。
相談	依存症に関する相談窓口を設置し、24時間体制による相談対応を行うこと。
協力・連携	依存症の対策や状況について市や関係機関、民間団体への協力や連携を積極的に行うこと。
人材育成	依存症対策の専門家の人材育成に対し協力を行うこと。
研究協力	研究機関等が実施する依存症の研究に対してデータ等の提供や資金的な支援など積極的に協力すること。

【参考】 I R 整備法等で定められた I R 事業者を求める対策

項目	条文	内容
機会の限定	第9条	国内の I R は上限 3 か所まで
	第41条 政令第6条	ゲーミング区域の床面積の上限は I R 施設の床面積の合計 3 % を超えない
誘客時の規制	第106条 政令第15条	カジノ事業者等に関する広告物は、空港・港湾等の旅客ターミナルのうち外国人が入国手続き等を完了するまでの部分に限定
	第106条	20歳未満の者の勧誘等禁止
厳格な入場規制	第69条	日本人等の入場回数を連続する 7 日間で 3 回、28日間（24時間単位）で10回に制限、20歳未満の者の入場禁止
	第70条	入退場時にマイナンバーカード、パスポート等による本人確認
	第176条 ・ 第177条	入場料として、日本人等のカジノ入場者に6,000円（国と認定都市の各3,000円：24時間単位）
施設内の規制	第85条・第86条	日本人等に対し、特定資金貸付業務の規制
	第94条一へ	カジノ内への A T M の設置禁止
相談・治療につなげる取組	第68条	本人が申告することによる入場制限（自己排除プログラム）
		本人以外の家族が申告することによる入場制限（家族排除プログラム）
		入場者からの相談や判断の支援に関する体制整備

3 横浜 I R の方向性

(5) -2 依存症対策

⑧ 海外 I R の依存症対策

先行して I R を開業している、各国・地域では依存症対策についても先進的に実施しています。横浜市はこのような他都市事例を参考にしていきます。

各国・地域の取組状況・事例 (1/2)

国 等	内 容
シンガポール	<p>2005年にカジノ解禁を決定。2010年にホテルや商業施設を備えた I R 2 か所が開業。</p> <p>政府は閣議決定するに当たって、国全体を挙げてギャンブル依存症対策に取り組むことを決定。 結果として、シンガポールのギャンブル依存症対策は、他国・地域と比較して充実した内容となっていると考えられる。</p>
韓国	<p>1967年に初の外国人専用カジノが開業。現在はソウルや済州島など17か所ある。うち韓国人が入れる唯一のカジノ江原ランドは2000年に開業。</p> <p>依存症対策について、自国民向けのカジノの開業の前に、国が制度や仕組みを体系化していなかったため、開業当初は懸念事項対策が事業者のみの取組みとなっていた。 対策が後追いとなっていたが、近年は国をあげて対応を行っている。</p>
マカオ	<p>1847年に賭博を合法化。2001年に独占状態だったカジノ経営権が開放され、翌年国際入札を実施。2016年時点で6社が38か所のカジノを運営。</p> <p>2001年にカジノ運営権の制限が開放され、急激にカジノ産業が拡大し、ギャンブル依存症対策が本格的に開始された。 調査・研究、対策センターの設立、市民及びゲーミング産業に従事する従業員への啓発活動等が実施されている。</p>
ネバダ州 (ラスベガス)	<p>1869年に賭博を合法化。1970年代後半から80年代前半にかけて業界の浄化が進展し、大規模なリゾート施設が立ち並び現在のラスベガスにつながる。</p> <p>事業者間の自由競争を重視するため、入場料制度や自己排除プログラム等の需要抑止に繋がる法規制はあまり導入されておらず、カジノ運営事業者による責任あるゲーミング活動、カジノ運営事業者より支援を受けた民間団体による取組がギャンブル依存症対策の中心となっている。</p>

3 横浜 I R の方向性

各国・地域の取組状況・事例（2/2）

項目		内容
予防等	広告制限	カジノを主体とする広告・宣伝を禁止
	入場制限・管理	未成年のカジノ施設への入場禁止
		入場排除申請（本人、家族）のあったものをカジノ施設から排除
	金銭入手の制限	カジノ施設内の A T M 設置の禁止
従業員教育	従業員教育	カジノ顧客と直接接する全従業員に対して、ギャンブル依存症に係る研修の実施
		責任あるゲーミングアンバサダーを配置し、ギャンブル依存症の兆候がある顧客に対して、助言・支援を実施
相談支援	専門相談	24時間無料ヘルプラインを提供
	その他	ギャンブル依存症者のためのマネジメントプログラム提供（無料カウンセリング及びグループセラピー）
治療	専門医療機関	ネバダ大学ラスベガス校の教育・臨床学教授兼公認問題ギャンブルカウンセラーによる治療の実施
	予防研究	シンガポールの問題ギャンブル国家評議会（N C P G）、国家依存症管理機構（N A M S）で実施
実態調査		ギャンブル等依存症の有病者調査を実施（3年ごと）
研究機関		ネバダ大学では、教育学部・心理学部の教員・学生向けにメンタルヘルス等に関する教育・研修・研究を目的としたクリニックを設置
教育啓発	市民	マカオでは「責任あるゲーミング週間」としてマカオ博彩監察協調局・社会工作局・マカオ大学の3者が主催する、市民やゲーミング産業従業員に対する啓発活動を実施
		シンガポールの N P O 団体による問題ギャンブルに係る公衆教育及び啓発の実施
社会連携	地域社会	地域社会と事業者間での意見交換、責任あるゲーミングへの理解促進のための取組を実施
	民間・行政	ネバダ州問題ギャンブル協議会を設置（民間企業からの資金及び州政府からの補助金で運営）

3 横浜 I R の方向性

(5) -3 治安対策などの懸念事項

① I R 整備法における治安、その他懸念事項対策

I R 整備法は、犯罪の発生の予防、善良な風俗及び清浄な風俗環境の保持、青少年の健全育成、カジノ施設に入場した者がカジノ施設を利用したことに伴い受ける悪影響の防止等について必要な施策を策定し実施することを、国及び地方公共団体の責務として定めており、また、暴力団等反社会的勢力の排除やマネー・ローンダリング対策について、I R 事業者に厳格な規制を課しています。

横浜市もこれに基づき、I R 事業者、県警察等関係機関と連携して、様々な懸念事項への取組を着実に実施します。また、観光客のグローバル化に伴い、感染症のリスクが高まることから、国、県、事業者等と調整するとともに、対応策を検討していきます。

I I R 整備法における治安、その他懸念事項対策 (1/3)

項目	条文	内容	
総論	国の責務	第3条 ① 犯罪の発生の予防 ② 善良の風俗及び清浄な風俗環境の保持 ③ 青少年の健全育成 ④ カジノ利用者が受ける悪影響の防止 ①～④のために必要な体制整備、その他のカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うための必要な施策を策定・実施	
	地方公共団体の責務	第4条 国との適切な役割分担の下、区域の実情に応じ、カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために必要な施策及び措置の策定・実施	
	カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために必要な施策及び措置の策定	第6条	実施方針
		第9条	区域整備計画
		第13条	実施協定
組織犯罪対策 (犯罪収益対策)	チップの取扱い	第73条 カジノ行為時のチップ以外の使用禁止 チップ交付の支払い手段の限定	
	特定金融業務に関する規制	第76～78条 帳簿書類の作成保存、報告書の作成提出 等	
	犯罪収益移転防止規程	第56条 取引記録等の作成保存、疑わしい取引の届出 等	
	犯罪による収益の移転防止のための措置	第103条～ 第105条 従業員に対する教育訓練の実施、統括管理及び監査体制等の整備 チップの譲渡等の防止のための措置、 チップの譲渡等の禁止の表示 等	
	取引の届出	第109条 チップの交付等取引で一定金額を超える現金の支払を行った際は遅滞なくカジノ管理委員会に届出（政令の定めで100万円以上） 通知を受けたカジノ管理委員会は速やかに国家公安委員会に通知	

3 横浜 I R の方向性

I I R 整備法における治安、その他懸念事項対策 (2/3)

項目		条文	内容
暴力団等 反社会的勢力 対策	カジノ事業への参入規制	第41条	禁固以上の刑の執行後、5年以内の者
			賭博罪他の罪による罰金刑の執行後、5年を経過しない者
			アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
			暴力団員、脱退後5年を経過しない者
	業務委託に関する規定	第93条	機器の保守管理、債券取立てなど特定の業務以外の委託禁止 委託業務の適正執行の確保
	契約締結上の規制	第94条～ 第102条	契約締結相手方の制限、契約の認可、届出
	カジノ施設への入場・滞在の規制及びカジノ行為の禁止	第69条 第112条 第173条 第174条	カジノ事業者への規制、本人への規制、利用禁止の表示
入退場時の本人確認等	第70条	入退場時の厳正な本人確認	
入場禁止対象者の施設利用防止のための措置	第71条	対象者を発見するための措置、退去させるための措置	
入場規制等遵守のための措置	第72条	従業員教育訓練、行為準則の作成、統括管理者、監査者選任	
犯罪抑止対策	取り立て行為の規制	第88条	人を威迫し、私生活や業務の平穩を害する行動の禁止
	特定カジノ業務への従事者の確認必須、不適格者の従業禁止	第114条 ～ 第120条	ディーラー、会計、特定金融業務、監視、警備、機器の保守管理、内部監査、財務、顧客管理、統括管理者など、確認を受けた者のみ従業可
			特定金融業務に関する規制
			帳簿書類の作成保存 報告書の作成提出等
特定カジノ業務以外のカジノ業務やカジノ行為区域内歓談業務への従事者の制限	第121条 ～ 第122条	十分な社会的信用を有しない者、禁固以上の刑執行後5年を経過しない者、暴力団員等の従事禁止	

3 横浜 I R の方向性

(5) -3 治安対策などの懸念事項

① I R 整備法における治安、その他懸念事項対策

I I R 整備法における治安、その他懸念事項対策 (3/3)

項目		条文	内容
犯罪抑止・ 秩序維持対策	カジノ施設及びその 周辺における秩序維持 のための措置	第110条 第112条	犯罪の発生の予防、善良の風俗及び清浄な地域環境の保持、その他秩序の維持を図るため、不適切な者のカジノ施設の利用の禁止又は制限
			カジノ施設及びその周辺における監視及び警備の実施
			的確に実施するための措置（従業員教育、行為準則の作成、統括管理者及び監査人の選任）
	苦情の処理のための 措置	第111条	記録の作成保存のほかカジノ業務又は関連業務に関する苦情の適切かつ迅速な処理 そのために必要な措置（従業員教育、行為準則作成、統括管理者及び監査人の選任）
地域風俗環境の 悪化防止対策	広告及び勧誘の規制	第106条 ～ 第107条	善良の風俗又は清浄な風俗環境を害するおそれのある表示又は広告の禁止
			I R 区域外でのピラ等の頒布禁止
	カジノ行為関連景品の 規制	第108条	内容、経済的価値、提供方法が、善良の風俗を害するおそれのあるものに該当しないようにしなければならない チップとの交換時の記録作成
青少年対策	入場規制、カジノ行為の 禁止	第69条 第112条 第173条 第174条	20歳未満の者の入場規制及びカジノ行為の禁止
	広告・勧誘の規制	第106条 ～ 第107条	広告・勧誘時の20歳未満の者の入場禁止の表示 広告・勧誘時の20歳未満の者に対する影響への配慮 広告・勧誘規制遵守のための措置（従業員教育、行為準則作成、統括管理者及び監査人の選任）
I R 施設周辺の 交通問題対策	国の責務	第3条	国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現するためのI R 区域の整備の推進に関する施策（交通環境の改善その他関連施策を含む）を策定し実施

3 横浜 I R の方向性

(5) -3 治安対策などの懸念事項

② カジノ管理委員会の設置

国は、内閣府の外局として、令和2年1月にカジノ管理委員会を設置しました。

II カジノ管理委員会の設置

項目	条文	内容
任務	第214条	カジノの設置及び運営に関する秩序の維持及び安全の確保を図ること
所掌事務	第215条	カジノ事業・カジノ施設供用事業・カジノ関連機器等製造業等の監督、カジノ施設の適正な利用
職権行使の独立性	第216条	委員長及び委員は独立してその職権を行使
組織	第217条	委員長及び4名の委員は両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命

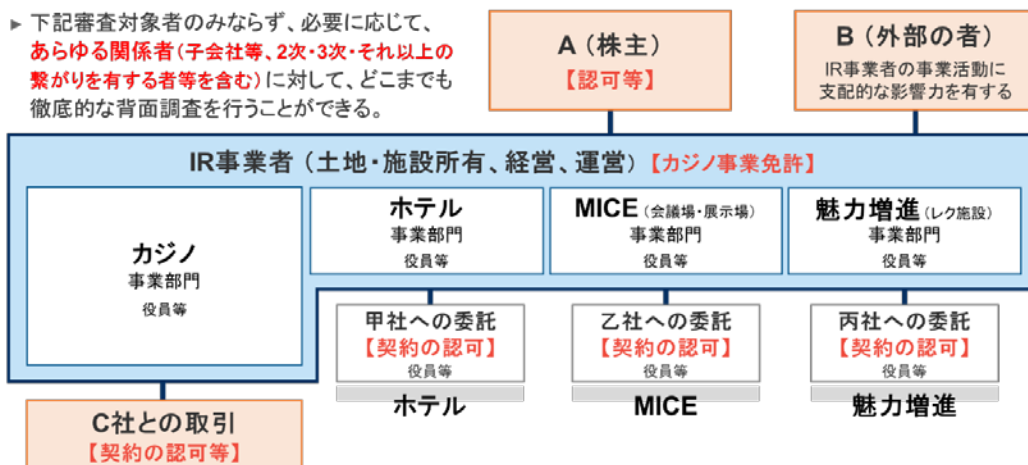
カジノ管理委員会は、世界最高水準のカジノ規制を行うことにより、クリーンなカジノ・I R 事業を実現する中核的な役割を担う機関です。

カジノ管理委員会が担う基本的機能

- ① カジノ規制制度の企画立案等
- ② 免許等による参入規制
- ③ カジノ事業活動の規制
- ④ I R 事業に関する規制の執行及びその廉潔性の確保
- ⑤ カジノ施設・機器等の規制
- ⑥ 懸念への対応
- ⑦ 納付金等の徴収等
- ⑧ 国民・利用者の声・違反行為の端緒の把握、国民への説明
- ⑨ 国際連携

全てについて背面調査が可能

▶ 下記審査対象者のみならず、必要に応じて、**あらゆる関係者(子会社等、2次・3次・それ以上の繋がりを有する者等を含む)**に対して、どこまでも徹底的な背面調査を行うことができる。



3 横浜 I R の方向性

(5) -3 治安対策などの懸念事項

③ 国・地方公共団体・I R事業者の役割

国・地方公共団体・I R事業者の役割

実施主体	主な役割
国	治安の確保及び地域の善良な風俗環境保持のための規制・監督
	犯罪の発生の予防
	善良の風俗並びに清浄な風俗環境の保持
	青少年の健全育成
	カジノ入場者が施設利用に伴い受ける悪影響の防止
	必要な体制整備その他のカジノ施設及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために必要な施策の策定及び実施
地方公共団体	地域の実情に応じた治安・地域風俗環境対策の実施
	国との役割分担の下、区域の実情に応じ、カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除の施策を策定及び実施
I R事業者	犯罪の未然防止や地域の善良な風俗環境保持のための法令の遵守及び自主的な取組
	I R整備法等法令の遵守
	自主的な防犯対策及び自主警備の徹底・体制の整備
	地域風俗環境維持に向けた努力

3 横浜 I R の方向性

(5) -3 治安対策などの懸念事項

④ 想定される取組 (1/2)

市は、県、県警察、I R事業者と情報共有・連携し、様々な懸念事項について未然防止の取組を強化するとともに、訪日外国人に対する多言語案内表示等、受入環境整備を推進します。

課 題	市	県 警	I R事業者
犯罪防止対策	<ul style="list-style-type: none"> ▶ I R事業者に対する防犯・警備体制等の指示 ▶ I R周辺地域における巡回活動の強化 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 適切な防犯環境の整備に関する対策の推進 ▶ 自主警備に関する助言及び指導 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 暴力団員等のカジノ施設への厳格な入場禁止措置 ▶ サイバーセキュリティ対策の強化、推進 ▶ 様々な警察活動を支援する施設の整備、協力
地域風俗環境対策	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 地域の風俗環境維持の支援 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 清浄な風俗環境保持のための対策の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 違法風俗営業等に対する排除対策の徹底 ▶ 地域の住民等からの苦情窓口の設置
青少年の健全育成	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 令和4年度から始まる、市立高校の保健体育におけるギャンブル等依存症を含む依存症教育の準備及び適切な実施 ▶ 教員等へ依存症の知識の普及啓発 ▶ ゲーム障害・ネット依存などの新たな依存を含め、子ども・青少年に対する依存症の予防に資する普及啓発 ▶ 青少年の育成に携わる大人に、依存症の予防に資する知識の提供 ▶ 市民のギャンブル等依存症に対する理解を深めるため、リーフレットや広報よこはま、講演会などの普及啓発イベント等を通じた啓発活動の実施 ▶ ギャンブル等依存症問題啓発週間などの機会を捉えた、積極的な啓発活動の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 青少年の健全な成長を阻害する行為から青少年を保護するための対策の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 20歳未満の者のカジノ施設への厳格な入場禁止措置 ▶ 20歳未満の者に対する勧誘の禁止 ▶ 青少年や防犯対策に配慮した施設的设计
組織犯罪対策		<ul style="list-style-type: none"> ▶ 暴力団等反社会的勢力に対する取締り及び排除対策の推進 ▶ マネー・ローンダリング対策等の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ マネー・ローンダリング防止のための措置 ▶ RFID(Radio Frequency Identifier)等、取引が記録できるシステムの導入

3 横浜 I R の方向性

(5) -3 治安対策などの懸念事項

④ 想定される取組 (2/2)

課 題	市	県 警	I R 事業者
警備対策		<ul style="list-style-type: none"> ▶ I R 事業者への各種警備対策に関する助言及び指導 ▶ 官民一体となったテロ対策の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 24時間体制で、区域内のどこでも迅速かつ適切な対応ができる自主的な防犯対策及び自主警備体制の整備 ▶ 自動検知システム等が導入された高性能カメラや生体認証等、最先端のICT技術等を活用した機械警備 ▶ 防犯上の観点も踏まえた施設のレイアウト設計、適切な防犯カメラの設置 ▶ 大規模イベント開催時における自主警備の強化
来日外国人への対応	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 多言語案内表示等受入環境整備の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 来日外国人に対する警察対応力の拡充 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 様々な言語に対応するスタッフの配置 ▶ 来日外国人への対応に必要な施設や要員の配置
交通対策	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 自動車交通（周辺の交差点の改良） ▶ 歩行者交通（最寄駅からのアクセス向上） 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 交通の安全と円滑の確保、道路の交通に起因する障害の防止 ▶ 交通安全教育活動の推進 ▶ I R 区域内及びその周辺の交通安全施設の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 車両誘導員の配置 ▶ 需要に見合った駐車場の確保 ▶ 敷地内道路の整備
感染症対策	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 国、県等との情報共有の徹底 ▶ I R 事業者に対する指示・支援 		<ul style="list-style-type: none"> ▶ 感染症発生時等における対応マニュアルの作成及び対策の徹底 ▶ 国、県、市等の対策への積極的な協力

【参考】 I R 整備法等で定められた I R 事業者を求める主な対策

項 目	条文	内 容
入場管理	第70条	入場時における個人番号カード等による本人確認の徹底
	第71条	入場禁止対象者のカジノ施設の利用防止のための措置
青少年対策	第69条 第106条 第107条	青少年のカジノ入場規制、勧誘等禁止の徹底
マナー・ローンダリング対策	第103条 第109条	取引記録時確認・取引記録の作成・保存、疑わしい取引の届出等、法令に即したマナー・ローンダリング対策等の実施
苦情処理	第111条	適切かつ迅速な苦情の処理、従業員教育の実施